

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和元年9月4日（第1日目）

議 長（佐藤孝悟君）

おはようございます。

ただいまから、令和元年平泉町議会定例会9月会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

はじめに、議長から諸般の報告を行います。

本定例会9月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告します。

次に、監査委員から、令和元年5月分から7月分までの現金出納検査、令和元年度7月定期監査の結果についての報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、教育委員会から、平泉町教育委員会事務事業等に関する点検評価報告書の提出がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、本定例会9月会議に説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、定例会6月会議以降の報告事項については、印刷してお手元に配付しておりますのでご了承願います。なお、8月5日、8月6日及び8月22日に実施した国、県への要望内容を印刷してお手元に配付しておりますのでご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

続いて、一関地区広域行政組合議会議員から、一関地区広域行政組合議会の報告を求めます。

7番、升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

7番、升沢です。

おはようございます。

一関地区広域行政組合議会の報告をいたします。

75ページをお開きください。

一関地区広域行政組合議会報告書。

一関地区広域行政組合議会について、その概要を次のとおり報告します。

令和元年9月4日、平泉町議会議長、佐藤孝悟様。

一関地区広域行政組合副議長、升沢博子。議員、真竈光幸。

75ページの裏をお開きください。

第39回一関地区広域行政組合議会定例会が、期日、令和元年6月5日水曜日、一関市役所において開催されました。

3番、付議事件につきましてご説明いたします。

(1) 議案第6号、一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この条例につきましては、本案は介護保険法施行令の改正に伴い、消費税及び地方消費税の引き上げによる増収分を財源とする第1号被保険者の保険料について、軽減強化の対象が所得の低い市町村民税非課税世帯全体に広げられたことを踏まえ、介護保険料の所得段階が第1段階から第3段階までの被保険者の保険料の引き下げを行うものであります。

参考資料といたしまして、77ページをお開きください。

新旧対照表によって、説明を申し上げます。右側の改正後でございます。第1段階から第3段階まで乗率を変更し、保険料の引き下げを行ったものでございます。

この件につきましては、原案どおり可決されました。

次に、(2) 議案第7号、改元に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

これは、平成から令和への改元に伴い、条例の文言の整理を行ったものでございます。

この件につきましても、原案どおり可決されました。

次に、(3) 議案第8号でございます。令和元年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第1号)でございます。

本案は、介護保険料の軽減対象の拡大に伴い、保険料の減額のための補正をするものでございます。

81ページの歳入歳出補正予算事項別明細書によって説明いたします。81ページの裏でございます。

2、歳入の2款1項分担金についてでございます。平泉町の分担金は385万3,000円となっております。

この件につきましても、原案どおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

議長(佐藤孝悟君)

これで一関地区広域行政組合議会議員からの報告を終わります。

続いて、町長から行政報告を行います。

青木町長。

町長(青木幸保君)

おはようございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

82ページをお開きいただきたいと思います。

6月15日になります。ふるさと平泉会の総会が東京で開催されております。本年も100名を超

える多くの方々にご出席をいただいたところであります。

6月20日、長島幼年消防クラブの発会式であります。

6月21日になります。岩手県史跡整備市町村協議会の総会が矢巾町で開催されております。

6月27日になります。花巻・一関間主要地方道改良促進協議会の総会が奥州市で開催されております。

6月29日になります。平泉芭蕉祭全国俳句大会が開催されております。

7月1日になりますが、平和の祈りを開催したところであります。町内、そして議員各位にもご参加をいただきの平和の祈りでありました。まことにありがとうございます。

次のページになります。

7月6日、平泉世界遺産祭2019が観自在王院で開催されております。

7月11日になります。広域道路・国道284号整備促進期成同盟会の総会、そして国道343号・広域幹線道路整備促進期成同盟会の総会、そして栗原北上線県道昇格促進協議会の総会が開催されております。

7月14日になります。平泉水かけ神輿本渡御が開催されております。

7月17日になります。東京電力への第11次の損害賠償請求を盛岡で行っております。

7月23日になります。平泉町総合教育会議が開催されております。

7月30日になりますが、地域懇談会（21区）であります。5月から開催されました地域懇談会が7月31日をもって21区まで開催させていただいたところであります。

8月1日になります。県選出国會議員との意見交換会を東京で開催させていただいております。町村会の事業の一つでもあります。

8月5日、6日、北上川上流改修一関遊水地事業の促進及び地方道路の整備推進に係る要望を議会、そして町と一緒に8月5日、そして6日が中央要望ということで開催させていただいたところであります。まことにありがとうございます。

8月9日、平泉町戦没者追悼式が開催されております。

8月15日になります。平泉町の成人式が盛大に開催したところであります。

8月20日、平泉町地域婦人団体協議会とのまちづくり懇談会ということで、行政区外の団体との懇談会ということになります。開催させていただいたところであります。

8月22日になります。次のページになります。83ページの裏になりますが、8月22日、県への要望会、町、そして議会と一緒に、県への要望21項目を要望させていただいたところであります。

8月27日になります。社会を明るくする運動標語入賞者表彰式、平泉中学校の体育館で、全校生徒集会の中で表彰式を行わせていただいたところであります。

8月31日になります。3市1町により、4市町連携の中で、栗原の市民まつりに参加をさせていただいたところであります。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

以上で町長からの行政報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (佐藤孝悟君)

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進むことに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長 (佐藤孝悟君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、8番、佐々木一治議員及び9番、佐々木雄一議員を指名します。

議 長 (佐藤孝悟君)

日程第2、会議期間の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会9月会議の会議期間は、本日から9月13日までの10日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (佐藤孝悟君)

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日から9月13日までの10日間に決定しました。

なお、会議期間中の会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程表によりたいと思いますので、ご了承願います。

議 長 (佐藤孝悟君)

日程第3、報告第8号、健全化判断比率及び資本不足比率、もとい資金不足比率の報告についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

青木町長。

町 長 (青木幸保君)

はじめに、報告案件1件につきましてご説明を申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

報告第8号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告しようとするものでございます。

裏面をお開きください。

はじめに、健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率について、赤字はございません。

実質公債費比率は9.1%、将来負担比率は52.7%でございます。

次に、資金不足比率でございますが、水道事業会計及び下水道事業特別会計並びに農業集落排水事業特別会計、いずれにおいても資金不足はございませんでした。

以上のとおり報告をさせていただきます。

議長（佐藤孝悟君）

次に、監査委員から、平成30年度財政健全化審査意見及び平成30年度経営健全化審査意見について報告を求めます。

鈴木代表監査委員、登壇の上、報告願います。

鈴木代表監査委員。

監査委員（鈴木清三君）

監査委員の鈴木清三でございます。

それでは、あらかじめお渡しの別冊、平成30年度平泉町財政健全化・経営健全化審査意見書をご準備願います。

私と議選監査委員佐々木雄一氏の両名で行いました審査結果をご報告申し上げます。

3ページをご覧ください。

審査の結果、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、いずれも早期健全化基準以下の比率であり、良好と認められ、指摘すべき事項はありませんでした。

続いて、5ページをご覧ください。

平成30年度経営健全化審査意見書についてでございます。

審査の結果、水道事業会計、下水道事業、農業集落排水事業の各特別会計の資金不足比率は、経営健全化基準以下の比率であり、良好と認められ、指摘すべき事項はありませんでした。

以上、報告いたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で報告第8号を終わります。

ただいまの報告は議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

ないようですので、次に進行いたします。

議長（佐藤孝悟君）

日程第4、認定第1号から日程第11、認定第8号までの平成30年度平泉町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算の認定について、認定案件8件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、認定案件8件についてご説明を申し上げます。

議案書2ページをお開きください。

認定第1号、平成30年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度平泉町一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、3ページをお開きください。

認定第2号、平成30年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、4ページをお開きください。

認定第3号、平成30年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、5ページをお開きください。

認定第4号、平成30年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、6ページをお開きください。

認定第5号、平成30年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、7ページをお開きください。

認定第6号、平成30年度平泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度平泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、8ページをお開きください。

認定第7号、平成30年度平泉町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてござ

います。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度平泉町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、9ページをお開きください。

認定第8号、平成30年度平泉町水道事業会計決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成30年度平泉町水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで提案理由の説明を終わります。

監査委員から、平成30年度平泉町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算の決算審査意見について報告を求めます。

鈴木代表監査委員、登壇の上、報告を願います。

鈴木代表監査委員。

監査委員（鈴木清三君）

監査委員の鈴木清三でございます。

私と議選監査委員佐々木雄一氏の両名で決算審査を行いました。その結果についてご報告いたします。

それでは、お手元の資料、平成30年度平泉町歳入歳出決算審査意見書に基づき説明いたします。

表紙をめくり、目次ページに記載の平成30年度歳入歳出決算を一覧表にまとめ、会計別に掲載しておりますのでご覧願います。

一般会計歳入の不納欠損額は81万3,337円となっております。平成29年度は136万5,766円でしたので、前年度比55万2,429円、40.45%の減となりました。収入未済額4,957万1,563円には、未収入特定財源3,284万6,000円が含まれていますので、実質収入未済額は1,672万5,563円となり、前年度比265万1,452円の減でした。

なお、特別会計歳入歳出決算状況は13ページ以降に記載のとおりですので、お目通し願います。

それでは、3ページをお開き願います。

第一、平成30年度平泉町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書に基づいて報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、平成30年度平泉町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、関係帳簿及び証拠書類を審査した結果は以下のとおりです。

1、審査の対象につきましては、（1）平成30年度平泉町一般会計から（7）平成30年度平泉町農業集落排水事業特別会計までを対象といたしました。

2、審査の期間は、令和元年8月1日から8月16日までの間で実施しました。

3、審査の方法は、ここに記載のとおり、（1）から（4）まで従来と同じ方法で行いましたので、お目通し願います。

4、審査の結果でございます。

平成30年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算を審査した結果は次のとおりです。

1、現金の保管状況、有価証券、出資金等の計数は、関係帳簿、証拠書類及び指定金融機関の収納支出の各計数と合致しており、正確と認められます。

2、予算の執行は、議決の趣旨に沿い、適正かつ効率的に行われたものと認められます。

4ページをお開き願います。

審査結果の講評です。

1、収入未済額及び不納欠損額の圧縮。

平成30年度の町税の現年度課税及び滞納繰越分を合わせた収入未済額は1,470万4,119円となり、徴収率は98.2%でした。前年度に比べ、収入未済額は241万8,240円減少し、徴収率は0.3ポイント増加しました。収入未済額の主なものは固定資産税835万529円で、全体の56.8%を占めていました。

ここ数年の徴収率、収入未済額の推移を見ましても、毎年着実に改善が図られており、特に平成30年度は町税収入が対前年度比減少している中での改善であり、特筆すべき事項であります。これは、現年度分の早期納付勧奨や徴収業務の地道な実施等によるものと思われます。町税は歳入の根幹をなす重要な財源であり、同時に税負担の公平性の観点からも、引き続き徴収体制の強化に取り組んでください。

なお、使用料や諸収入等の収入未済額も発生しており、特にも平成30年度は、町営住宅使用料の収入未済額が110万6,520円で、対前年度比39万2,988円増加しております。新たな財政負担の要因とならないよう、滞納の初期段階での迅速な対応により、収入未済の事前防止に努めてください。

平成30年度の不納欠損額の総額は109万5,037円となり、前年度に比べ62万8,629円減少しました。総額は減少傾向にあるものの、歳入のさまざまな項目にわたり不納欠損が発生しています。不納欠損は町民の納税納付意欲の減退にもつながりかねないことから、その対応に当たっては、法令等の定めるところにより、滞納者の支払い能力等個別事由を調査、判断の上、厳正に処理されるようお願いいたします。

2、時間外勤務について。

平成30年度の時間外勤務手当は3,531万162円となり、前年度と比較し558万4,497円減少しました。これは、各種選挙に伴う投開票事務が発生しなかったことが大きな減少要因の一つです。

時間外勤務については、職場ごと、担当部署ごとの偏りがあることや、何よりも長時間労働による職員の健康障害リスクの増加が懸念されます。時間外勤務は、業務内容、組織体制等さまざまな要素が絡み合い発生しており、一律の削減が容易でないことは推測されます。しかし、ワーク・ライフ・バランス推進の一環としての働き方改革が推奨される今、組織のあり方として、職場全体で取り組むべき課題と捉えていくよう意識改革に努めてください。また、時間外勤務の削減のみを目的とするのではなく、各職場ごとの業務量、内容、業務の偏り、人員配置等を十分に把握し、労働環境の改善に引き続き努めてください。

3、持続可能な財政運営。

近年、当町では、平泉スマートインターチェンジ整備事業や社会教育施設整備など大型の投資事業が始まっており、将来の財政への影響度が大きいと言えます。町税等の歳入は、生産年齢層の減少からも大幅な伸びは期待できないことから、国の地方財政措置や経済対策の動向に注視しながら、厳しい社会情勢にあっても安定した事業運営を行っていくため、今後の事業、施策の展開に当たっては、投資効果を十分に見きわめつつ、現在進行中の案件はもとより、特に大型の投資案件については、真に必要なハード事業を見きわめ、施設の適切な維持管理に努め長寿命化を図るとともに、民間活力の導入等も検討し、健全な財政運営の維持に努めてください。また、厳しい財政事情のもと補助金等の見直しを行い、十分な効果が発揮されるよう、適切な運用に努めてください。

4、内部統制システムの構築について。

当町において、内部統制システムの構築については努力義務となっております。しかしながら、事務ミスが発生しているのも事実であり、単純ミスによる事故を減らし、職員の定期異動を気にせず業務品質の維持を可能とするためにも、マニュアルやチェックリストなどを文書化することが喫緊の課題であると思われます。業務内容は、そのプロセスを見える化することにより、業務プロセスに内在している不合理なルールや無駄を排除でき、行財政改革のさらなる推進の一助となるものです。結果として、地方自治運営の基本原則「最少の経費で最大の効果」に資するものであり、システムを構築すべく努めてください。

次に、5、審査の総括的意見ですが、特に地方自治法第2条第14項に定める「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」を基本的な視点にして進めました。

当町の各会計の予算及び収入・支出額の決算係数について、関係帳簿及び証拠書類を照査し係数を突合、さらに係数の根幹をなす事項及び社会的関心度の高い事項についてヒアリングを行い、審査した結果、おおむね適正な処理と認められました。このほか、各課へ平成30年度運営方針のチェック表の提出を求め、運営状況、施策の実施状況、今後の方針等についても説明を受けました。

各課の重点的に取り組んだ主な活動状況及び指摘事項は、次に列記しました。各課が取り組んだ主な活動を1から12まで列記しましたので、お目通し願います。

次に、8ページ、6、審査の個別的意見でございます。

1、一般会計。

平成30年度の一般会計の決算額は、表にお示しのとおり、前年度対比、歳入総額1.75%増加、歳出総額も0.53%の増加で、差引額は46.53%増加の決算結果でした。

ア、歳入をご覧ください。

歳入に見る自主財源の割合は12億5,253万1,000円、25.6%、依存財源は36億4,407万5,000円、74.4%で、自主財源は前年度比8,023万1,000円、6.8%の増加でした。

9ページ、町税収納状況の推移表をご覧ください。

平成30年度町税は8億4,282万5,596円で、前年度比236万7,388円、0.28%減となりました。町民税は前年度比738万1,464円、2.31%減少。たばこ税も84万3,258円の減収となりましたが、固定資産税は527万6,151円、1.26%の増加。軽自動車税、入湯税も前年度比プラスとなりました。収入未済額は1,470万4,119円で、前年度比241万8,240円、14.12%の減少となりました。

町税は町の主要財源であり、税負担の公平性の観点からも、現年度課税分の早期納付勧奨等による新たな滞納の抑制、滞納発生時の迅速な対応等、引き続き収入未済額の圧縮に努めてください。

10ページ上段の表、町債収入の推移をご覧ください。

平成30年度の町債収入は5億1,200万円で、前年度対比140万円の減、歳入合計のうち町債の占める割合は8.09%で、町債割合は0.16ポイントの増でした。

次に、イ、歳出をご覧ください。

平成30年度一般会計歳出の総額は47億925万775円で、前年度に比較して2,495万114円増で、0.53%増の歳出規模となりました。

今年度における歳出の主なものとしては、民生費10億2,445万3,459円、土木費9億4,490万1,697円によるものでした。

10ページ中段、繰出金、補助金等の状況表をご覧ください。

一般会計から特別会計、水道事業会計への繰出金、補助金等は3億1,828万3,636円で、前年度に比較して1,207万3,487円増となりました。

なお、平成30年度の一般会計繰越明許費として、11ページ上段の表のとおり、1億7,142万8,000円が、近年にない多額の金額で翌年度に繰り越しとなりました。

11ページ中段、性質別歳出の状況表をご覧ください。

平成30年度の消費的経費の総額は27億8,803万5,000円で、前年度に比べて4,077万6,000円増の1.5%増となりました。人件費については4,106万2,000円増となりました。物件費は365万9,000円減の0.7%減となりました。

また、その他の経費では、投資的経費が4,701万5,000円増で5.3%増、公債費も4,636万9,000円増で9.2%増、繰出金は1,697万2,000円減で4.1%減となりました。

12ページ上段、公債費支出の推移をご覧ください。

平成30年度一般会計及び特別会計の歳出合計金額は60億6,149万3,444円で、公債費合計金額は7億8,916万6,483円でした。公債費支出の割合は13.02%で、前年度対比1.04ポイント増となりました。

町債・企業債未償還残高表では、平成30年度末における平泉町の町債・企業債の未償還残高は85億5,756万4,000円、前年度対比1億6,113万6,000円減、町民1人当たり112万8,000円となりました。

13ページ上段、2、特別会計をご覧ください。

平成30年度の特別会計は、国民健康保険特別会計ほか5会計で、その決算状況は次表のとおりでした。

なお、公営企業の特別会計は、基本的に事業の実施に伴う収入をもって当該事業に要する費用を賄うことを原則にしています。

各特別会計について報告いたします。

ア、国民健康保険特別会計の要点について報告いたします。

平成30年度の収入済額は8億3,574万5,429円で、前年度に比較して1億9,993万5,673円減の19.30%減となりました。また、支出済額は7億6,430万2,982円で、前年度に比較して1億6,552万1,475円減の17.80%減となりました。

平成30年度末の国民健康保険税の収入未済額は1,398万4,651円で、前年度に比較して455万5,151円減となりました。

イ、後期高齢者医療特別会計。

平成30年度の収入済額は8,564万4,701円で、前年度に比較して308万8,275円増の3.74%増となりました。支出済額は8,457万5,260円で、前年度に比較して338万4,075円増の4.17%増となりました。

平成30年度末の後期高齢者医療保険料の収入未済額は6万6,800円で、前年度に比較して7,400円減となりました。

ウ、健康福祉交流館特別会計。

平成30年度の収入済額は6,751万8,638円で、前年度に比較して226万5,352円増の3.47%増となりました。また、支出済額は6,503万2,036円で、前年度に比較して182万8,653円増の2.89%増となりました。

エ、町営駐車場特別会計。

平成30年度の収入済額は8,007万1,982円で、前年度に比較して1,277万8,240円増の18.99%増となりました。また、支出済額は7,546万3,655円で、前年度に比較して1,128万4,124円増の17.58%増となりました。

オ、下水道事業特別会計。

平成30年度の収入済額は2億9,733万9,218円で、前年度に比較して3,851万3,714円減の11.47%減となりました。また、支出済額は2億9,496万35円で、前年度に比較して3,836万4,531円減の11.51%減となりました。

カ、農業集落排水事業特別会計。

平成30年度の収入済額は6,946万7,861円で、前年度に比較して331万695円減の4.55%減となりました。また、支出済額は6,790万8,701円で、前年度に比較して351万9,183円減の4.93%減となりました。

なお、下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計は、令和2年4月の公営企業会計適用に向け準備が始まっており、引き続き着実かつ円滑な移行の事務に努めてください。

15ページ、7、財産に関する調書について報告いたします。

1、土地。

町有地の地積は780万7,832平方メートルで、前年度比1万5,681平方メートル増加しました。

2、建物から6、基金までの項目について、関係帳簿と突合の結果、計数は正確でした。株券及び出資金、出捐金等についても、現物を確認した結果、残高は正確で保管も適正に処理されておりました。

17ページ、第二、平成30年度平泉町基金運用状況審査意見書について報告します。

4、審査の結果。

各基金とも関係帳簿と証拠書類を照合し、金融機関が発行する預貯金残高証明書とも突合して審査した結果、基金の設置目的に合致した運用がなされており、基金の保管管理も適切に行われていました。計数は正確であり、全般にわたり適正に運用管理されているものと認められました。

33ページ、第三、平成30年度平泉町水道事業会計決算審査意見書をご覧ください。

1、審査の対象から4、現場点検の実施までは記載のとおりですので、お目通し願います。

34ページ、5、審査の結果につきましては、1から5に記載どおり、適正な事務処理と認められました。

6、審査の総括的意見。

1、平成27年度から平成30年度までの純利益の推移では、表に掲載のとおり、利益には増減はありませんが、順調に利益を計上しております。

業務量では、年間総配水量99万4,530立方メートルに対し、年間有収水量77万242立方メートルと、年間有収率は77.45%、対前年度比2.58ポイント減となりました。年間総配水量は対前年度比31万8,999立方メートル増となり、年間有収水量は22万9,608立方メートルの増となりました。有収率の向上は、資源の有効活用と安定給水に直結するものですので、有収率の向上に努めてください。

3、今年度の事業収入に関する事項の給水収益、税込みですが、の収入済額は2億1,635万5,897円、収納率98.87%で、収納率は対前年度比0.11ポイント減となりました。また、未収入額は255万4,157円、現年度247万270円、過年度8万3,887円となりました。

給水収益については、平成27年6月の料金改定以降、順調に入っており、1,000万円単位の純利益となりました。

次に、未収入額については、日ごろから徴収努力していただいているところではありますが、平成30年度は対前年度比増加となりました。原因として、簡易水道事業会計の統合によるところが大ではありますが、内訳を見ますと、水道事業、簡易水道事業ともに未収金額が増加しており、今後より一層、早期の納付相談や毎月の催告、給水停止等を含めた積極的な滞納整理対策を継続し、新たな未収の発生防止と未収金の早期回収に努めてください。

水道事業の運営は、料金改定により順調です。しかし、人口減少により使用量の増加が見込めない、構造的とも言える給水量の減少傾向に対処していくためには、給水原価の一層の引き下げも必要であり、そのような状況での設備の維持修繕については、アセットマネジメント（資産管理）の結果を分析、活用し、老朽化した給水管対策を含め、平成31年2月策定の平泉町上水道ビジョン及び平泉町簡易水道ビジョンに基づき、着実に実行してください。

また、漏水防止対策は、給水原価の引き下げや有収率向上へつながる水道事業経営上、重要な

課題です。鉛製給水管の更新や漏水調査を引き続き実施し、有収率向上が図られるよう計画的かつ効果的な漏水防止対策を取り組んでください。

これから先、人口減少に伴う料金収入の減少、老朽化及び耐震化に伴う更新投資の増加といった事業環境の変化を見据え、必要な給水収益を安定的に確保すべく、引き続き水道事業の運営に邁進されるようお願いいたします。

36ページ、7、審査の個別的意見につきましては、1から7に記載どおりですので、お目通し願います。

以上で意見書の説明を終わります。ありがとうございました。

議長（佐藤孝悟君）

これで監査委員の報告を終わります。

お諮りします。

本案については、議長及び議選監査委員を除いた全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号まで、認定案件8件については、議長及び議選監査委員を除いた全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第12、議案第39号から日程第24、議案第51号までの条例案件3件、事件案件2件、補正予算案件8件、以上合計13件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、条例案件3件、契約案件1件、事件案件1件、補正予算案件8件、合計13案件についてご説明を申し上げます。

10ページをお開きください。

議案第39号、平泉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例でございます。

10ページの裏をお開きください。

提案理由でございますが、女性活躍推進の観点から、住民基本台帳法施行令が改正され、令和元年11月5日から申請をした方に限り、住民票や個人番号カードに旧氏を併記する取り扱いが開始されることから、印鑑登録証明書にも旧氏を併記し、男女の別を記載しないこととするため、所要の整備を図るものでございます。

次に、11ページをお開きください。

議案第40号、道路占用料徴収条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、道路占用料を改定するため、所要の整備を図るものでございます。

次に、12ページをお開きください。

議案第41号、平泉町水道事業及び簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者指定後、5年間ごとに更新を行うため、所要の整備を図るものでございます。

次に、13ページをお開きください。

議案第42号、町道祇園線道路改良工事（その2）の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。

町道祇園線道路改良工事（その2）の請負契約に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

工事名、町道祇園線道路改良工事（その2）。

工事場所、岩手県西磐井郡平泉町平泉字祇園地内。

契約金額、7,910万2,100円。

請負者、住所、岩手県西磐井郡平泉町平泉字鈴沢4番地1、氏名、朝田建設株式会社、代表取締役、朝田豪でございます。

次に、14ページをお開きください。

議案第43号、平成30年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。

平成30年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金1,531万9,139円のうち、200万円を減債積立金に、1,000万円を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、残余を繰り越すものとするものでございます。

提案理由でございますが、平成30年度平泉町水道事業会計の利益の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により提案しようとするものでございます。

次に、15ページをお開きください。

議案第44号、令和元年度平泉町一般会計補正予算（第4号）でございます。

令和元年度平泉町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億967万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億4,635万6,000円としようとするものでございます。

次に、28ページをお開きください。

議案第45号、令和元年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

元号を改める政令の施行に伴い、令和元年5月1日以降の平成31年度予算全体における元号の表示は、「令和」に統一する。

令和元年度平泉町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,982万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,102万6,000円としようとするものでございます。

次に、31ページをお開きください。

議案第46号、令和元年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

元号を改める政令の施行に伴い、令和元年5月1日以降の平成31年度予算全体における元号の表示は、「令和」に統一する。

令和元年度平泉町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,466万8,000円としようとするものでございます。

次に、33ページをお開きください。

議案第47号、令和元年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）でございます。

元号を改める政令の施行に伴い、令和元年5月1日以降の平成31年度予算全体における元号の表示は、「令和」に統一する。

令和元年度平泉町の健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,972万8,000円としようとするものでございます。

次に、35ページをお開きください。

議案第48号、令和元年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第1号）でございます。

元号を改める政令の施行に伴い、令和元年5月1日以降の平成31年度予算全体における元号の表示は、「令和」に統一する。

令和元年度平泉町の町営駐車場特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ460万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,290万7,000円としようとするものでございます。

次に、37ページをお開きください。

議案第49号、令和元年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

元号を改める政令の施行に伴い、令和元年5月1日以降の平成31年度予算全体における元号の表示は、「令和」に統一する。

令和元年度平泉町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億55万円としようとするものでございます。

次に、39ページをお開きください。

議案第50号、令和元年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

元号を改める政令の施行に伴い、令和元年5月1日以降の平成31年度予算全体における元号の表示は、「令和」に統一する。

令和元年度平泉町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ432万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,722万6,000円としようとするものでございます。

次に、42ページをお開きください。

議案第51号、令和元年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、元号を改める政令の施行に伴い、令和元年5月1日以降の平成31年度予算全体における元号の表示は、「令和」に統一する。

令和元年度平泉町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和元年度平泉町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第2款簡易水道事業収益、第2項営業外収益、124万5,000円。

支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、10万円。第2款簡易水道事業費用、第1項営業費用、42万3,000円の減。

第3条、予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,461万3,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,636万6,000円、建設改良積立金1,000万円、引継現金2,381万9,000円、過年度分損益勘定留保資金5,442万8,000円で補填するものとする。）に改め、資本的支出予定額を次のとおり補正する。

支出、第2款簡易水道事業資本的支出、第1項建設改良費、202万4,000円。

42ページの裏をお開きください。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、29万9,000円の減。

第5条、予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,360万1,000円に改める。

以上、提案いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議案第39号から議案第51号まで、ただいま説明のあった議案につきましては、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め、議決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号から議案第51号までの条例案件3件、事件案件2件、補正予算案件8件、以上合計13件につきましては、最終日の本会議で議決することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時24分

議長（佐藤孝悟君）

再開をいたします。

議長（佐藤孝悟君）

日程第25、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

第1回目の答弁は登壇の上、発言願います。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

通告1番、氷室裕史議員、登壇、質問願います。

1番、氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

通告番号1番、氷室裕史です。

1番、氷室裕史です。

さきに通告してありますとおり、今回の一般質問は、大きく分けて2問ございます。

1問目は、町内の防災対策全般と消防団の現状についてであります。

先月の台風10号は、西日本を中心に猛威を振るい、その被害は甚大なものとなりました。平泉町に大きな被害はございませんでしたが、町消防団は火災だけではなく水害への対応も求められ、5月には水防訓練が行われています。そこには、町も消防団も有事の際の地域を支える組織の一つとして、決して軽んじていないことが見てとることができます。

言うまでもなく、平泉町消防団は、先ほど申しました有事の際の活動のみならず、町内行事、また地域コミュニティーの一つとしても、なくてはならない存在であります。しかしながら、町消防団だけの災害対策には限界もあり、行政の支援、また各地域の日ごろの防災意識の啓発も必要になってくると考えられます。

そこで、今回、町内の防災対策全般と消防団の現状について、4点お伺いいたします。

1点目は、平泉町防災マップに消火栓、防火水槽の位置を追記することにより、有事の際、消防団が近隣住民の協力を得て、迅速に消火活動を行うことが可能であるとするが、見解を伺います。

2点目は、平泉町地域防災計画の第2章第3節に、消防団の「報酬・出動手当の引き上げ、表

表彰制度の充実等による処遇改善」と明記されているが、具体的な展望について伺います。

3点目は、各地区の公民館に設置されている防災無線の使用方法は、定期的に指導等が行われているのかを伺います。

4点目は、児童生徒に対する防災教育の現状と展望について伺います。

次に、2つ目の、平泉町スマートインターチェンジ周辺開発の現状について伺います。

令和3年3月に供用開始目標を定め、着々と工事が進んでいるスマートインターチェンジですが、その周辺開発については、なかなか進んでいるイメージというものを持っておりません。交通網も含め、現状ではさまざまうわさが飛び交っております。特に、近隣住民に関しては、よくも悪くも生活環境が大きく変貌するわけですから、気になるところであると考えております。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目は、定例会6月会議で周辺開発が難航しているという答弁がありましたが、スマートインターチェンジ事業戦略協議会を含めたその後の周辺開発の進捗状況を伺います。

2点目は、これまで町道祇園線から国道へ直線で抜ける道の提案、信号の設置等の提案は行ってきましたが、今後の県公安委員会との話し合いにおいて議論の余地は残っているのか、また、町としての必要性に対する見解を伺います。

以上、答弁をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

氷室裕史議員からのご質問にお答えをいたします。

はじめに、最初の町内の防災対策全般と消防団の現状はのご質問の（1）になりますが、平泉町防災マップに消火栓、防火水槽の位置を追記することにより、有事の際、消防団が近隣住民の協力を得て、迅速に消火活動を行うことが可能であると考え、見解を伺うのご質問にお答えをいたします。

平成29年度に各世帯に配布した防災マップには、大規模降雨により浸水した場所に想定される水深を示した浸水想定区域と、土砂災害が発生した場合に住民に危険が生じるおそれのある場所を示した土砂災害警戒区域、また災害が生じた際に避難する指定緊急避難所と指定避難所をそれぞれ色分けして表示しております。消火栓、防火水槽の位置につきましては、各消防団の車両に位置を記した町内全域の地図を搭載するとともに、水利標識を現地に設置し、近隣住民の方々も消火栓などの場所がわかるよう努めているところであり、議員質問にございます防災マップへの消火栓、防火水槽等の位置の追記につきましては、次回の防災マップを作成する際の参考とさせていただきます、当面は、先ほどご説明した内容により対応してまいります。

次に、（2）の平泉町地域防災計画の第2章第3節に、消防団の「報酬・出動手当の引き上げ、表彰制度の充実等による処遇改善」と明記されているが、具体的な展望を伺うのご質問にお答えをいたします。

消防団は、地域における消防、防災の中核として重要な役割を担っており、消防団の活性化や

新団員の加入促進、意識の高揚を図る上でも、報酬や手当の引き上げ、処遇改善は必要なものと認識しており、今後、近隣市町村の動向や消防団幹部等との懇談を行いながら検討してまいります。

次に、（３）各地区の公民館に設置されている防災無線の使用方法は、定期的に指導等が行われているのか伺うのご質問にお答えをいたします。

各地区の公民館に設置しております移動系防災行政無線につきましては、平成24年度に整備を行い、その際に操作方法の説明会を実施しております。その後は個別に要望を受け、何度か指導会を行っておりますが、設置から7年ほどが経過し、各地区においても主体的に操作を行う方々もかわられてきておりますので、開催時期や方法を検討しながら、定期的に説明会を開いていきたいと考えております。

次に、（４）の児童生徒に対する防災教育の現状と今後の展望を伺うのご質問につきましては、教育長が答弁をいたします。

次に、２番の平泉町スマートインターチェンジ周辺開発の現状はのご質問、（１）の定例会6月会議で周辺開発が難航しているという答弁があったが、（仮称）スマートインターチェンジ事業戦略協議会を含めたその後の周辺開発の進捗状況を伺うのご質問にお答えをいたします。

平泉スマートインターチェンジ周辺開発については、乱開発にならないように、町で基本構想を定めた上で民間による開発を促進しておりまして、8月8日に開発の実現に向けた実行組織を構築することを目的に、民間主体で平泉スマートインターチェンジ周辺事業戦略協議会準備会を開催しております。当町としては、会議室の貸し出しと事業説明、協議会がまとまったときに行う地権者会とのマッチングが主な役割となります。

準備会には、開発、出店等に関心を示した企業や金融機関等10社が集まり、基本構想をもとにまちづくりの方向性や整備スケジュール等について協議しております。次回は9月末前後に開催する予定ですが、できるだけ早く町と協議会、企業が目指すまちづくりの合意を図り、公表できるように努めてまいります。

次に、（２）の町道祇園線から国道へ直線で抜ける道の提案、信号の設置等の提案は行ってきたが、今後の県公安委員会との話し合いにおいて議論の余地は残っているのか、また、町としての必要性に対する見解を伺うのご質問にお答えをいたします。

現在、町道祇園線は、県道三日町瀬原線を経由し、国道4号に接続されています。平泉スマートインターチェンジ整備後の将来交通量推計において、県公安委員会と協議を行い、現状の交差点位置の変更並びに交差点への新たな信号機の設置については、現状のとおりとされたところがあります。

今後、平泉スマートインターチェンジ周辺開発により、町道祇園線の将来交通量や交差点での方向別交通量に変化が見込まれることから、開発の内容が決定した段階で、交差点現状や信号機の設置について、公安委員会との協議が必要となると考えております。また、町としては、各種基準に基づき、関係機関との協議により、交差点形状、信号機の設置について検討していきたいと考えております。

私からは以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

氷室議員からのご質問にお答えいたします。

1番目の町内の防災対策全般と消防団の現状はのご質問のうちの、第4の児童生徒に対する防災教育の現状と今後の展望についてのご質問にお答えいたします。

各校においては、年数回の避難訓練の実施に当たり、その都度、防災教育を推進しております。例えば、火災、地震、不審者侵入などを想定した避難訓練を実施することや、台風、大雨からの通学路安全確保を想定した集団下校訓練や、保護者への児童引き渡し訓練を実施することなどを、各校において行っているところであります。

また、「いわての復興教育」プログラムに基づく取り組みとして、「いきる・かかわる・そなえる」を教育的価値とした教育活動が、各校において計画的に実施されております。特に、災害時の行動に結びつく判断に関すること、災害を想定した日ごろの備えに関すること、非常時に生き抜く知恵と衣食住の技能に関すること、災害について学ぶことなど、副読本を参考にし学んでおります。

今後については、各校において、現在の実践をもとに、郷土を愛し、復興発展を支える人材の育成を目指した教育活動を推進する見通しでございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

氷室議員。

1番（氷室裕史君）

それでは、1問目の1点目から何点か伺います。

次回、防災マップを作成する際の参考にするという、そういった答弁を今いただきましたが、回りの更新予定、あるいはこれまでこういった頻度で防災マップは更新されてきたのか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

まず、前回の防災マップから現在の防災マップに更新するまでの年度でございますけれども、前回の防災マップの作成時につきましては平成18年でございます。でございますので、新たな防災マップについては平成29年ですか、でございますので、11年ほど経過している状況で新たに更新したという状況でございます。

それで、次の回りの更新ということでございますけれども、今現在、基準となります北上川に大雨が降った際の氾濫した際の想定浸水区域等々の数値につきましては、当面しばらくは見直しの予定はないものというふうには考えてございます。いずれ国土交通省または水防法等の改正に伴いまして、大きな防災に関する変更があった場合に、それに合わせて見直していくというふう

な計画でございまして、具体的な年限は今現在は持ってございません。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

氷室議員。

1 番（氷室裕史君）

大体10年周期ということですが、具体的な今後の更新に関してはまだ未定ということですが、先ほど申しましたように、各地区の防災意識の啓発という意味では、可能な限り早目に検討に入って更新していただきたいのですが、その辺いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

防災に関する内容につきましては、今現在の防災マップの中はかなり網羅させていただいているというふうに考えてございます。

いずれ、これらの内容をさらに各地区、質問の中でもございますけれども、町内21行政区あるわけでございますので、この21行政区全般にわたりまして、定期的な形で勉強会等をできるようなシステムの構築を今後検討していきたいというふうには思っております。

議長（佐藤孝悟君）

氷室議員。

1 番（氷室裕史君）

わかりました。

それでは、2点目の消防団の処遇改善に関して伺います。

消防団には訓練手当というものがあり、これは確認になりますが、現状ではポンプ操法の支部大会の訓練には手当が支給され、町内大会の訓練には手当が支給されていないという認識でよろしいでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

はい。地元大会につきましては、現在は支給してございません。

議長（佐藤孝悟君）

氷室議員。

1 番（氷室裕史君）

なぜ、そういうふうな差が生まれてきているのかなと私は疑問に思いまして、ことしの町内大会ありましたが、そのときの町長の挨拶でも、消防の操法の重要性を認識し、ねぎらう言葉があったと記憶しております。また、消防本団の団長からも、訓練が大会のための訓練ではなく、いざというときに直結する訓練であるという講評があったと記憶しております。そうすると、この支給の有無の差というものは生まれるものではないと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

確かに、本大会またはその競技会等を、町内大会の中では今まで支出したことはございません。いずれ訓練の際の、訓練そのものの訓練は、ただいま議員がおっしゃったとおり、万が一、有事の際にきちんとした対応ができる、とれるような、ように、ための訓練というふうに認識してございます。

いずれ、ただいまのご質問の内容につきましても、今後、消防団の幹部会等がございます。その中での意見、または近隣市町村の状況等を、支給の状況等も踏まえながら検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

氷室議員。

1 番（氷室裕史君）

ことしも町内大会ありました。そして各分団、大会の先にある有事を見据えて、分団によっては本当に夜遅くまで、日が落ちても暑い中、訓練しておりました。

そこで、もちろん町の財政という課題もありますので、なかなか具体的な処遇改善の話というのは展開してこないと思います。そこで、例えばですが、これは提案になりますが、町大会の訓練には、大会1カ月前限定で週二、三回を上限に訓練手当、満額とは言いません。簡単な夕飯や水分補給に係る費用の手当があってもいいと思いますが、いかがでしょうか。町のために頑張っている消防団員に対して、それなりの配慮があればと思います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

ただいまご提案されました週二、三回、二、三回に限ることなく、いずれ内容等を再度、幹部等のご意見も聞きながら、いい方向で検討を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

氷室議員。

1 番（氷室裕史君）

それでは、次に、移動系防災行政無線の指導を、個別に要望を受け何度か行っているという答弁がありましたが、これまで何度くらい要望を受けて指導会を行っているのか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

直近でございますと、2つの行政区さんから依頼がありまして、お話しに行った経緯はございます。

議長（佐藤孝悟君）

氷室議員。

1 番（氷室裕史君）

設置したときに説明を行っているということで、また、直近で2つの行政区から要望があって指導を行ったということですが、設置から7年経過して、そうするとその7年間全く指導が行われていない地区もあるということでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

防災無線につきましては、毎年定期点検を委託して実施をしてございます。その際に、各行政区の区長さん、もしくは自主防災組織の代表の方にお声かけをして、実際的には点検ですので、点検そのものに立ち会っていただくというふうな義務はございませんけれども、立ち会っていただいている際に操作方法を教えていただいたりというふうなところはあったかというふうには記憶してございますけれども、ただ、町側から積極的に、この使い方についてはこういうふうにするのだよというふうな形のことも、具体的な操作方法も含めた指導会というものは現在してございませんので、先ほども繰り返しの答弁になりますけれども、いずれ今後、全ての防災無線を設置している学校等も含めまして、そういう形の講習会必要であるというふうに思っておりますので、対応を検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

氷室議員。

1 番（氷室裕史君）

いずれにせよ、7年あれば人もかわりますし、また要望の有無にかかわらず、実際、防災無線、移動系防災行政無線の使い方がわからないという声も伝え聞いておるところであります。立派な機材も、使い方がわからなければ宝の持ち腐れになってしまいますし、ぜひ適切な頻度で町が率先して指導会を開いて、使い方を周知していただければと思います。

それでは、続きまして、2問目のほう何点か伺います。

6月会議の答弁では、平泉スマートインターチェンジ事業戦略協議会の立ち上げに向けて動いているとありました。しかしながら、8月に開催されたのは、その協議会の準備会ということですが、そうすると6月会議の答弁にもありました協議会の規約という、協議会の規約の作成という段階にはまだ至っていないのでしょうか、伺います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

規約につきましては、参加の企業の皆様が企業情報も共有していくということで、その企業情報等を他にできるだけ出さないような形にしてほしいという、お互いの企業が縛りとして設けておるものでした。町側からすれば、そのような厳しいような規約というものは余り必要とはしま

せんが、お互い参加の中の企業の中で、お互いの情報共有を外部に余り漏れないような形にした
いということで規約をつくりたいということで、規約はできております。

ただ、この間の1回目の会議では、その中身というものをもうちょっと中のほうで詰めな
ければいけない部分ありましたので、準備会とさせていただきます。それで、一応10月2日に、
きょう午前中の詰めの中で第1回の協議会を開きたいということで、向こう側から連絡をいただ
いたというところでございます。

議 長（佐藤孝悟君）

氷室議員。

1 番（氷室裕史君）

それでは、次に、興味を示している企業が10社ほどあるとのことですが、町内に既存の企業と
競合して、結果的に既存の企業を淘汰してしまうようなものはあるのか、また、そのあたり町と
して配慮はあるのか伺います。

議 長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

今現在、企業の10社と申し上げたところには、金融機関と大きく分ければ土地を開発するデベ
ロッパーさんたちが入っているという形になっています。それで、金融機関のほうに関しまして
は、当然、事業が成立することによって、自分たちもいろいろ参画できるという考え方だと思
いますし、デベロッパーさんたちは、土地をどのような形で開発していくかということを見据えて
協議していると。その中で、どことどこがどういう形で組んでいくかというのが、今、皆さん
の中で協議を進めているところだと思いますが、その次の段階として、開発をしていくところ
が決まってくると、その方々が自分たちの傘下もしくは知り合いの企業を連れていきたいとい
うふう
に考えておるというところでございます。

ただ、町側といたしましては、先ほど町長も申し上げたところですが、平成28年度事業で平成
29年まで繰り越しましたが、基本構想というものをつくってございます。これは、地域の地権者
の方々も含めまして、また、庁舎外の方々も含めてさまざまな議論をしてつくりあげたもので
ございまして、これは基本的には乱開発を受けないため、また、町としては、このような企業に
来てほしいという形で設定したものでございます。

これを受けまして、今現在、進めております事業戦略協議会の前身となる事業としまして、平
成29年度事業を平成30年度まで繰り越しまして、開発事業と合意の企業等々を今、選びまして
今の段階に来ておるということでございますので、地元企業を圧迫するようなことはできるだけ
ないような形にしていきたいというふうには考えております。ただ、出店してくる企業という
ものは、少なくとも民間企業でございますので、営利を求めて当然来ることですので、そこ
でやむを得なく競合する場合というものはなくはないのかもしれませんが、できるだけ行政
としては、そういうことは避けてまいりたいというふうには考えております。

議 長（佐藤孝悟君）

氷室議員。

1 番（氷室裕史君）

わかりました。

それでは、次に、次の質問は町民皆さん誰しもが思っていると思うのですが、令和3年3月にスマートインターチェンジの供用開始が目標とされているわけですが、その周辺開発というのは、令和3年3月に間に合うのでしょうか、伺います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

先ほど申し上げたこととちょっとダブりますが、平成28年からこの事業を展開してきておりますが、このような形でできておまして、基本的に民間の方々は、今、1度目の協議会の準備会開いたところで、私の個人的な感想にもなりますが、基本としては、やはり民間の方々はできるだけ自分たちの出資少なくして、町からできれば出してもらいたい。ただ、町といたしましては、このことは何度も当初から申し上げておりますけれども、そのような今現在がそういうエネルギーがちょっと町にはない状態だということですので、民間の中でやってほしいということで、今やっておると。そういった意味で、6月会議では、非常に難しい協議を進めているという話をさせていただいたというところでございます。

ですので、当初から間に合うような形では進めたいとは思っておりましたけれども、今現在の段階では、オープンのとときに全てが進んでおるという状況ではないかというふうには思います。ただ、できるだけスマートインターチェンジが供用開始するときには、何らかの形で見えるような形にはしてまいりたいというふうには思っております。

議長（佐藤孝悟君）

氷室議員。

1 番（氷室裕史君）

そうすると、スマートインターチェンジの供用開始と同時に、1,100台分の駐車場もできるわけですが、その駐車場もしばらく周辺開発の恩恵にあずかるということができず、利活用はできないという認識でよろしいでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

1,100台の駐車場に関しましては、地域懇談会でもご説明してきたところでございますが、公安委員会との協議の中で、年に何回かある行楽シーズンのときに、渋滞が本線にまで伸びないためにつくってほしいということで、町としてはある意味苦渋の部分もありましたが、指導を受けてつくっておるというものでございます。ですので、第一前提としては、根本的には本線への渋滞が伸びないために、町としてそれを補完するためにつくっておるものだというご理解いただければと思います。

ただ、議員ご指摘のとおり、年がら年中あそこの駐車場が満車になっておるということは、ちょっと考えにくい状況であろうかというふうには思っております。これに関しましては、さきの地域懇談会の中でも、地元行政区からも、当然のことながら混雑する場合には当然駐車場として利用すべきだということでしたが、閑散期に関してはほかの形で利用できないかというご意見もいただいております。そのことにつきましては、これから供用開始までの間に検討してまいりたいというふうには思っております。

議長（佐藤孝悟君）

氷室議員。

1 番（氷室裕史君）

今、駐車場に関して質問させていただきましたが、これもまた何度も申し上げていることですが、駐車場へのトイレ設置について見解を伺います。実際問題、これがないと周辺的生活環境というものが著しく劣悪になると思われますので、いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

トイレ設置につきましても、何度かご質問いただいたところでございました。

それで、今までは南側の周辺開発の様子を見ながらということでご答弁いたしましたところですが、周辺開発のほうが遅れてくるとなると、この1,100台もの駐車場のところに何らかの形でそういう施設を設ける必要というものが出てくる可能性はあろうかと思えます。そこにつきましても、駐車場の利活用についてと一緒に、ちょっと役場の中でも検討させていただければなというふうには思っております。

議長（佐藤孝悟君）

氷室議員。

1 番（氷室裕史君）

次に、2点目の答弁に関しまして、県公安委員会が現段階では現状維持という判断を下し、今後の開発内容が決定した段階で、再度、公安委員会との協議が必要になると考えるという答弁だったと思います。公安委員会との協議では、平泉町からどういった方が出席しているのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

スマートインターチェンジの開発に伴う協議というのは、建設水道課の課長をはじめ職員と、あと当時は県の職員もかかわって協議をしているという経緯がございます。

議長（佐藤孝悟君）

氷室議員。

1 番（氷室裕史君）

今、出席者について答弁していただきましたが、例えばそこに地元の代表を入れて協議に臨むという形は可能なのでしょうか。前回の公安委員会との協議も、恐らくは地元の意見を吸い上げて臨んでいただいたとは思いますが、やはり実際に地元の生の声を公安委員会の方に聞いてもらうというのは重要だと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

公安委員会ですけれども、県警本部に行って、公安委員会の担当の方と一応打ち合わせをするという、構造的なものの打ち合わせとか、そういう形の打ち合わせになります。そんな形を通してやって、あとは委員会にかけると決まるというような形ですので、その段階で一般の方の参加というのは、ちょっと私としては、ちょっと今までお伺いしたことがないというような形ですけれども。交通安全委員会となれば、県の委員の方々が参加して、そこであとは決定していくという形になるということになります。

議長（佐藤孝悟君）

氷室議員。

1 番（氷室裕史君）

今の答弁をお聞きしたところ、別に地元代表を入れてはいけないというルールはないということのようですけれども、そこをぜひ検討していただけないでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

あくまでも構造的なことの打ち合わせとか交通量とか、そういうような話になりますので、一般の方の要望というか、そういうところを述べる場とはちょっと違いますので、参加のほうはちょっと難しいと思われれます。

議長（佐藤孝悟君）

氷室議員。

1 番（氷室裕史君）

わかりました。

それでは、次に、スマートインターチェンジの開発予定地と開通予定地と周辺開発の予定地、これは防災マップによりますと、洪水災害浸水想定区域になっておりますが、そういった防災対策はどのように考えているのか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

防災マップ上の浸水想定区域は、これは北上川本堤が破堤したと、今まで経験したことのない大雨、例えば日雨量1,000ミリとか、そういう形の大雨が降った際に破堤したというふうな想定

のもとに計画されているようでございます。いずれ、そういうふうな状況にあつては、もう完全にその一帯も含めて浸水する可能性が大いにあるわけでございますので、そうなれば、逆に言えば、その一帯には立ち入らないような方向での周知を図る必要が出てくるかなというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

議長（佐藤孝悟君）

氷室議員。

1 番（氷室裕史君）

ありがとうございます。今後も、近隣住民の考えを尊重した住民ファースト、そういった開発を望んでいます。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

これで氷室裕史議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

議長（佐藤孝悟君）

それでは、再開をいたします。

先ほど、氷室議員からの一般質問に対し、岩淵総務課長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

先ほど、氷室議員からのご質問の、1番の町内の防災対策全般への質問の中の（1）の防災マップの関連での質問の中で、私、ハザードマップの浸水想定雨量につきまして、1,000ミリというふうな形でお答えいたしましたけれども、1,000ミリではなく311ミリでございますので、訂正をさせていただきたいと思ひます。

1,000ミリの関係は、千年に一度想定し得る雨量というようなことでの勘違いでございました。申しわけございませんでした。

議長（佐藤孝悟君）

それでは、通告2番、寺崎敏子議員、登壇質問願ひます。

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

通告2番、寺崎敏子でございます。

さきに通告してました生活習慣病の改善と対策についてということを質問させていただきます。

生活習慣病の改善と対策について。

住民の健康意識に温度差があるように思われます。特に、生活習慣病は食生活の基本的な改善策や食の見直し等が重要であると考え、また、幼児期・学童期の食育指導や乳幼児を持つ母親への栄養指導の現状と課題を町長と教育長にお伺いいたします。

(1) 生活習慣病の現状認識と課題を伺います。

(2) 基本的な食生活の見直し等は管理栄養士の指導が重要と思うが、その指導内容を伺います。

(3) 乳幼児を持つ母親への栄養と離乳食指導について伺います。

(4) 小中学校の生活習慣病予防健診の現状と事後指導についてお伺いいたします。

(5) 幼児期・学童期の食育指導の現状と課題を伺いたいと思います。

以上5点について、町長と教育長に明快なご答弁をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

寺崎敏子議員からのご質問にお答えをいたします。

はじめに、1番の生活習慣病の改善と対策についてのご質問の生活習慣病の現状認識と課題を伺う、のご質問にお答えいたします。

生活習慣病は、身体活動、運動や食事、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣が深く関与する疾患であり、悪性新生物、脳血管疾患、心疾患、動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの発生や進行に深くかかわっております。当町の死亡原因につきましては、三大疾患といわれます悪性新生物、脳血管疾患、心疾患による死亡率が全死亡原因の6割弱と大きく、健康のための生活習慣を見直し、運動、栄養、休養等バランスのとれた生活を送ることが重要となっております。

生活習慣病は、症状のないまま進行するため、症状を自覚するころにはかなり進行していることが多くなっています。そのため、定期的ながん検診や特定健康診査の受診やハイリスク者の早期発見などによる生活習慣病の予防及び改善が課題となっております。

次に、基本的な食生活の見直し等は管理栄養士の指導が重要と思うが、その指導内容を伺う、のご質問にお答えをいたします。

食は命の源であり、管理栄養士は町民の方が健全な食生活を日々実践し、健康で心豊かな暮らしを送るためのサポートをするために必要な指導を浸透させるため、食生活改善推進協議会と協力して食生活の改善を行っておるところであります。食育の一環として、子供のころから食への関心を持たせるために、幼稚園、保育所、中学校での料理教室や食育指導、また、各行政区での健康教室では、生活習慣病に関する食生活講習会を行ったり、特定健康診査の事後指導においては、対象となった個人が日常生活で無理なくできることを考えた保健指導を行っております。

次に、乳幼児を持つ母親への栄養と離乳食指導について伺う、のご質問にお答えをいたします。

町では、生後4カ月児を対象に離乳食教室を開催しており、心身の成長、発達を観察し、生後5カ月からの離乳食開始に向けて必要な知識を提供しています。パンフレットやメニュー表を使って母親にわかりやすい離乳食指導や問診での栄養状況の把握など、育児に対する不安や疑問を解消し、安心して子育てできる環境を目指しております。

次の(4)小中学校の生活習慣病予防検診の現状と事後指導について伺う、と(5)の幼児期・学童期の食育指導の現状と課題を伺う、の質問につきましては、教育長が答弁をいたしますので、私からは以上であります。

議長(佐藤孝悟君)

岩淵教育長。

教育長(岩淵実君)

それでは、私からは、(4)番目の小中学校の生活習慣病予防検診の現状と事後指導についてのご質問にお答えいたします。

平泉町では、小学校4年生と中学校1年生の希望者を対象に生活習慣病予防検診を行っております。実施団体は岩手県予防医学協会となっております、今年度は7月5日に実施いたしました。検査項目としては、問診、計測、血液検査を行っております。これにより、脂質やコレステロール値、中性脂肪値、肝機能などについての検査を実施しているところであります。今年度は、小学4年生68人中54人、中学1年生67人中62人が受診し、A1、A2、これは異常なしであります、83人で71.5%、B1(処置不要)は8人で6.9%、B2(経過観察)が22人で19.0%、C(要受診)が3人で2.6%となりました。所見としては、肥満、コレステロール値の異常、肝機能の異常、やせとなっております。事後指導としては、各校において養護教諭、栄養教諭と連携して保健指導を行うほか、学期末の面談等に保護者に対する指導や食生活についての聞き取り等を行い、長期休暇中の過ごし方等について意識づけを行っております。

また、検診結果をもとに学校医と連携し、早急に受診が必要な者への受診勧告等も行っているところであります。

次に、幼児期・学童期の食育指導の現状と課題についてであります、食育指導の現状について、幼児期においては、町内の幼稚園、各保育所で保健センターと連携した食育教室を行っております。目標としては、食に関心を持ち、食べることの大切さを理解できる、また、健康な体づくりのための食習慣を身につける、そして、おいしく食事が食べられるよう、歯と口腔の健康についての取り組みができる、の3つを掲げ、さまざまな活動を行っております。

主な内容としては、正しい食習慣、生活習慣について、また、虫歯にならないためのおやつについて、そして、バランスのよい食事についての指導を行うほか、正しい箸の持ち方講座として、食生活改善推進員の協力を仰ぎながら箸の持ち方の確認やゆでた大豆をつかむ活動や、ふだん食べている食材や食品がどのようにつくられているかを考え、食べ物大切さについて考えさせる活動、年長児による野菜の栽培などの活動も行っております。

また、町内の各小学校では、食に関する指導の年間指導計画に基づき、児童の発達段階に応じ、主に栄養教諭や養護教諭が特別活動等の時間に指導を行っております。主な内容としては、箸の

持ち方、朝食の大切さ、好き嫌い、偏食についてなど児童の生活に密着したさまざまな内容で指導を行うほか、行事食や食事のマナー指導、給食食材の生産者との交流も行うなど、特色ある食育指導を行っております。

食育指導の今後の課題としては、児童の食生活は家庭や保護者における指導が不可欠であることから、家庭との連携を深めるための情報発信や啓発について検討していくことが課題として挙げられます。

また、児童の生活スタイルの変化、スポ小や習いごとのため夕食が遅くなる等によって食生活にも変化が見られることから、望ましい食習慣について指導を行うことも課題として捉えているところであります。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎議員。

11番（寺崎敏子君）

ご答弁ありがとうございました。

それでは、順に少し深めた質問をさせていただきたいなというふうに思っております。

ご答弁していただきました三大疾患の中でも、悪性のものというとか、血管とかというものがありますが、やっぱりこれは、何が一番こういう疾患になるかの要因を答えていただきたいなと思います。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

生活習慣病ということでご質問あったとおり、まず、生活習慣そのものがやはり病気の原因となっていると考えております。昔に比べれば大分飽食の時代となりまして、食べるものも豊富になった。ただ、その中で本当に選んで食べているのかといえ、やはり流されながら食べているという現状もあると思いますし、それから、車社会ということで簡単に移動ができるようになって、運動もする方も少なくなったとか、そういう大きな時代の流れの中で生活習慣病が進行しているということがありますし、さらに、いまだ全国では岩手県は脳卒中ワーストワンということで挙げられております。時代が変わった中でも、塩分についてはやはり昔ながらの生活といいですか、塩辛いものが好きだという現状は確かにあるようで、そういうもの全体が今の、平泉に限らず岩手県、広範囲を含めての生活習慣病での悪い状況の一つになっているのかなとは考えております。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎議員。

11番（寺崎敏子君）

やっぱり、昔の食生活と今の食生活が違って、生活の中で非常にこまいところの部分で大変興味、関心のない人にとってみては何のことやというふうなところがあるかと思っておりますけれども、

人間の体は食から来るものでございますので、今回、こういう質問をさせていただきました。

過日、一関保健所運営協議会が開かれ、今年度は糖尿病腎症重症化予防推進事業を中心とした管理栄養士の指導をもとに、保健指導も兼ねているということを経済紙で見ました。そのときには、本町の町長が座長を務めて、それを推進するために、座長をしながら本町の取り組みのことも考えていたのではないかなというふうに思っておりますので、一関保健所管内でございまして、即平泉町内ではないのではありませんけれども、この掲載されていた法令を受け、本町でどのような取り組みをしていくのかを、対応していくのかをお尋ねいたします。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

今、ご指摘ありました重症化、糖尿病の事業につきましては、一関保健所が中心となりまして、具体的には一関保健所の管理栄養士が指導に当たるということになりますけれども、町でやっています特定健康診査の特にヘモグロビンA1cと申しますか、糖分の値の血糖値の高い方をピックアップしまして、その方から状況等を聞いて、その方の具体的な改善策などを指導していくという内容になっていまして、具体的には、今後の対応になってくると考えております。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎議員。

11番（寺崎敏子君）

何かわかったような、わからないような答えでございましたけれども、今までどおりそれを重点的にやっていくのだと。それで、糖尿病ということが重症化していくことを予防するのだということは、字を見ればそのとおりわかるのですが、その中で、今、センター所長が話したように、食生活が昔と変わってきております。

日本人の食事摂取基準は、健康増進法の中で厚生労働大臣が定めた望ましいエネルギーや栄養素の基準がここ数年来示されているわけでございます。現代の栄養総摂取の中で欠乏している栄養素があるということも、「授乳、離乳の支援ガイドライン」というのを私も見せてもらいまして、その中にやっぱり現代の食事の中で欠乏している栄養素があるのだというふうに、そして過剰になっているものもあるのだと、そういうのをバランスよく管理栄養士がちゃんと町民に対して、県民に対して指導すべきだというふうな実例というか研究報告のまとめがありますけれども、よくわかりであれば答えていただきたいと思います。

現代の栄養素の中で欠乏している栄養素は何なのだから、過剰になっているのは何なのだから、ちょっと挙げていただきたいと思います。こまくて大変恐縮ですけれども、よろしくお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

厚生労働省が定めます日本人の食事摂取基準によりますと、2015年版ですけれども、欠乏しているものにつきましては、たんぱく質、肉、魚とか、あと、脂肪酸についてはn-6とかn-3、

大豆とか魚系です、あと、食物繊維とかビタミンAとかDとかいろいろありますし、それから、あとカリウム、カルシウム等というのが指摘されております。

それから、過剰にとると健康に害を及ぼすということで、脂質とか飽和脂肪酸、コレステロール、それから糖類とかナトリウム、これは塩分になりますけれども、いずれこれ、とり過ぎるとだめなもの、不足しているもの等ありますけれども、先ほど議員おっしゃったとおり、保健センターの指導の中では、地区でも、バランスのいい食事ということで、肉、魚、野菜とかを取り入れた形での食事をするようにということでの指導をしておる現状であります。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎議員。

11番（寺崎敏子君）

私が聞きたいところは、もちろん欠乏している中で、今、子供たちが不登校を起こしたりキレることだったり、低体温だったりというところがあるというので、一番不足していることは亜鉛であると。三大疾患の中で心の疾患もあるというのは、これは亜鉛が一番不足しているのだということが随分言われるようになってきております。

今、所長が話されたように、そういう、微量でもあるけれども体に必要な、昔のように甘いもの、しょっぱいもの、油ものだけの指導だけでは到底いかなくなってきました。添加物も多くなっています。

食改協の人たちが地区に行って健康相談、健康の講座を開いておりますというところなのですが、私の知る限りは、70過ぎの高齢者の方々です。そういうことを逐一教えて発信するのはやっぱり若いお母さん方だったり、中学生であったりというところだと思うのです。そういう、コンビニ食が常になってしまうということは、体を悪くしてしまうというような状況があります。というところで、やっぱりそこら辺の管理指導をする栄養士の役割は大きいのではないかなというふうに思います。

管理栄養士は、食育と一環として、乳幼児から高齢者までの栄養指導、今、話したようなさまざまな施設の中で、お答えの中でも、いろいろな幼稚園、保育所でもやっていますというふうなところではありますが、やってはもらっていますが、その効果というのはどのように指導されてその効果はあるのかと、それから、施設に入っている子供はある程度給食で補充できると思いますが、3歳未満で家庭の中にいる母親というそういうふうな、子供に話してもいいのですが、親への指導が一番大事なのではないかなと。きのう、きょうのニュースでも、5歳の子供が食事も与えられないで虐待で亡くなっているという痛ましい事件があります。やっぱり、母親の意識の中に食は体づくりなのだ。これは、心もつくっていくわけです。

というところで、そういう指導が施設の中でされているのですが、その効果としてあるのか。それから、管理栄養士が出向いてきちっと指導されているものなのか、母親への働きかけはどうなっているかという3点をお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

施設におきましては、先ほど町長申し上げたとおり指導等を行っておりまして、管理栄養士ももちろん伺って指導している現状があります。具体的には、お子さんを、子供たちを集めてのお話もありますけれども、あと、保護者も含めた形での、保護者も含めたのに調理実習などもありまして、そういうところを含めて指導をしているという状況になっていますし、あと、調理実習の後はアンケート調査を行いまして、今回の取り組みはどうだったのかということも引き出すようにしております。今までの中では、そこにももちろん悪いというか、そういう回答は得ておりませんので、効果があったものと考えております。

お母さんへの指導は、やはり施設での子供たちと、それからあと、一緒にやる調理実習なども含めて、あと、ピヨピヨ広場ということで、子供さんを持つお母さん同士の交流の場も開催しております。そういう場を含めて、こういうものが体にいいとか、悪いとか、そういう具体的な情報も発信しながら、そしてあと、具体的に相談することがあれば、保健師なども含めて相談の窓口となって対応しておる現状であります。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎議員。

11番（寺崎敏子君）

在宅の子供を持っている母親への指導はどうなっているかということをお答えしてもらえませんでしたけれども。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

在宅につきましては、まずは、最初のころは、一、二カ月のころは、赤ちゃんの家庭訪問などを行って状況を見たりお話をするというのもありますけれども、あとは、1歳6カ月とか2歳6カ月の健診の中でどのような状況か把握しながら、必要に応じて家庭訪問を行ったりしていますし、それから、ハイリスクといいますか、そういう方については、特別にまた専門の方を頼んで、家庭訪問していただいて、リスクの解消に努めている現状であります。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎議員。

11番（寺崎敏子君）

ハイリスクのある子供に対しての別の方の指導ということは、別の方というのは、どの方を指して言いますか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

保健師とはまた別にという意味で、子育て、それからそういうハイリスクな方の状況を専門にしている、具体的には一関の専門家の方ですけれども、町で委託しまして、保健師等で難しいケ

ースについてはその方をお願いして行っているという現状があります。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎議員。

11番（寺崎敏子君）

なかなか、私もわかっていて質問しているものですから、少し歯がゆくなってきますのでございますが、いずれ離乳食指導は楽しく食べるというのが基本でありますし、離乳食を与えるときに、母親との信頼関係というか、やっぱり命を育むための食生活の基盤にありますので、本当に食べるということは心の健康にも即直結するわけでございます。小学生ぐらいになってくると、親つくねえもの、かあつくねえから俺は食ってこなかったというような子供もいないわけではないわけです。それから、幾らつくっても食べてもらえないと、なぜ食べないのかという、そこも、次のところで質問していくところですが、やっぱり心の健康等、この時期が一番大切だというふうに思っております。

乳幼児を持つ母親の、今、所長の答弁でありましたけれども、私も成果表を見ましたけれども、12回やっているのです。月例なのです。ということは、1回しか離乳食指導されていないのです、トータル的に。それで、保育所に行っている、1食だけならいいのですが、3食、おやつ、授乳、その辺のきめ細かい指導もすごく重要であるということは、私は感じております。その辺のところをどのように捉えているか、お答え願います。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

ご指摘のとおり、確かに施設では1食になるわけですがけれども、1日では3食ということですがけれども、いずれ、先ほどの全体の食育の指導の中で、お母さんも含めて家庭での食の大切さなども話しながら指導しているという現状になりますが、個別には、やはり乳幼児健診とか何かあったときの問診、そういうときの問診で、何が不安かとか、そういうものを具体的に聞きながら、その人に合った回答をしていくという形で指導しているという状況になっております。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎議員。

11番（寺崎敏子君）

不安は解消できません。ご答弁の中にも、パンフレットやメニュー表を使って問診票をその場でということですが、年1回、それから毎月検診があるわけでもないですし、子供の発達状況によってはさまざまな発達だったり、それから、子供の発達だけではないのです、母親が心を病んでいるときもあるわけです。どう食べさせたらいいかわからなくなってきている、すごく心労なのです。そういうところのケアはどうなっていますか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

今のは、離乳食の関係ということだと思います。離乳食につきましては、先ほど申し上げたとおり、確かに年1回なのですけれども、そのときにはパンフレットなども用いての離乳食指導も行っていますし、その後の、あと保健指導ということで、何が不安かを保健師を交えて具体的な形での問診を行っております。その中で、不安があるときは対応しますし、その後も、特に離乳食については9割のお母さん方が、量を、どう食べさせたらいいかわからないという話もありますので、そういうことを、不安があれば保健センターのほうに連絡いただいて、あと、保健センターでそれについて回答するような形で、できるだけ不安を取り除くような形で対応しております。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎議員。

11番（寺崎敏子君）

今、管理栄養士、公的なところは皆管理栄養士がいて、町の栄養管理をすることになっていますが、今のようなことも含めて、管理栄養士の業務内容、指導内容だと思うのですが、今の保健センターの管理栄養士の状況はどうなっておりますか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

現在在籍している管理栄養士としては、若干休んでいるという状況はありますけれども、いずれ、保健センターとして管理栄養士にしる、栄養士にしる、栄養指導としてやるべきことはできるだけベストを尽くしてやっている状況にあると考えております。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎議員。

11番（寺崎敏子君）

重要なポストについていますので、どうぞ早く完治して職場復帰するように、関係各位の方々もご努力して、町民の健康を維持してほしいなというところを願います。

それでは、教育委員会のほうに質問をしていきたいと思います。

今、教育委員会を出している冊子、それから教育大綱とかそういうのを見せてもらって、私も今まで余り気づかなかったのですが、食育に関することを突出して書いているところは一つもないのです。心と健康、体力づくりとか、そういうふうなところで、今回の評価のところにも本当に1行、2行というようなところがあって、いや、これだけ食べるのが大事なことだったのに、私も気づかなかったなど。そして、朝ごはんも食べないで来るような子供たちが若干増えてきている、コンビニ食も増えてきているというところがあったので、そのところを少しひもといてみたら、習慣病予防検診を行っているということを伺ったので、そのことについて、今回質問させてもらいました。

よく答弁でわかりましたが、予防医学協会のほうでの実施団体だということなのですが、これは平泉だけなのですか。県内どこでもやっているのか、なぜこういう検診が必要とされてきた

のだかも、詳しくご説明願います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

生活習慣病の検診については、県の予防医学協会のほうに平泉としてはお願いしておりますし、他団体でも、多分検診機関となると予防協さんとか、あと対がん協会さんとか、がんの特化すれば対がんさんということになるかと思いますが、予防医学協会さんには大半お願いしているものというふうに思っておりますし、あと、先ほども従来からの考え方のお話もされておりましたが、生活習慣病というと大人の病気かなというところがいわれていたのですが、実は小さいころからの食生活習慣、まさに生活習慣が大事だというようなところでこの検診を実施していると。ただ、いろいろ状況があるので、小学校4年生と中学校1年生を対象にということでは実施しているものというふうに認識しております。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎議員。

11番（寺崎敏子君）

いや、私が聞きたいのはそのことではなかった、それも含めてはいるのですが、そうすると、この検診についてはいつごろからやっているのか、そして、その事後指導を行って改善がされてきているのか。4年生のときに要注意と、経過観察だというふうな子供が中学校になってどういうふうになっているかという継続的な指導はされているのかどうかということをお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

ただいまの点につきましては、ちょっと確認しないとお答え、ちょっとこの場では資料がないのでお答えできませんが、個別に4年生のデータをもって、例えば中学生のところかどうかというところまでひもついているかということ、まだそこまでは至っていないようなところがあるかもしれませんが、いずれ、そういったところも個別の、個に応じたというところは、これからその辺は必要な観点だろうというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎議員。

11番（寺崎敏子君）

個別指導を養護教諭や栄養士さんがやってくればそれでいいということではないのです、本来であれば。予防協会で検診してくれているから、まずそれにして、岩手県内の児童生徒がどれだけ習慣病になっているかと、それを県内のデータに使ってもらうというだけではないでしょう、多分。その辺の詳しいことを私は聞きたいわけです。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

大変失礼しました。

教育長も答弁申し上げましたけれども、結果として異常なしというのが83人で71.5%という、検診者全体の中でのことです。あとの、しからば、B1で処置不要というのは、ちょっと異常はあるけれども病院に行くくらいではないよというのが8人でおよそ6.9%、それから、経過観察が必要だと、これは医療機関に行ってくださいねということで22人の19%、それから、もうちょっと重いのがCの要受診ということで、これは3名ほどだったのですが2.6%、この方々については、養護教諭のところで経過について確認をしながら個別の指導をして、保護者参観だったりというところで確認をしながら対応しているということになっているということでございます。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎議員。

11番（寺崎敏子君）

それは答弁していただいたのでわかりますけれども、では、質問を変えていきたいと思えます。先ほど来からお話ししていますが、以前の食生活と今の食生活は違ってきているのだということであって、私もそれは危惧しております。現代の児童生徒の食生活は心の健康と深い関係があるのだということについているのですが、教育委員会としてはその辺の見解をどのように考えているか、お答え願います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

ご指摘のとおり、今の子供たちの食生活が昔とは随分違っているということは、そのとおりだと思います。その背景は、1日3食のうち2食は家庭で食事をとるわけではありますが、その食事についての親の課題意識というのはかなり薄いのだろうと。それは、いわゆる生活、仕事の部分もあったりして、なかなかそういったところまで行き届かないというふうな状況がある中でこのことですので、今、大変、非常に危険だとか、重大な課題だと、問題だというふうな認識ではいるところであります。

よろしいでしょうか。続いて、またご質問いただきます。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎議員。

11番（寺崎敏子君）

教育長の言うとおりでございます。本当に食べることが基本であるということで、今、食べる力というのは、発達段階にあわせた、それで、先ほど次長も話したように、生活習慣病というのは生活習慣がきちっとないところにいるところに、特にもそういう食べ物にも、そして、今は母親が働いています、働いて非常に忙しい状況があります、だから食べるのがおろそかになっているというものではなくて、やっぱり知識として、情報として、女性が母親になる、

中学校、高校生のあたりから、貧血の子供は障害を持つ子供を出産しやすいというデータまで出ています、ということで、カルシウム不足、鉄不足、亜鉛不足というのが、それに対して不規則な、食事をとらない、睡眠もとらないということになってくると、非常に今、問題視されている。この間、小学校でもスマホの、精神科の先生のお話を聞いて、生き生きした子供たちがいつぞやそういうひとりぼっちになって寂しい思いをしている子供がいなくなればいいなというふうな、それを感じてこの間の講演会を聞きに行ってきました、そういうふうなところも含めまして、やっぱり小さいときからの食生活というのは生きる力です。

皆さん、教育委員会もですが、生きる力というところで、体力をつければいいのか、おしゃべりをすればいいというけれども、それもこれもみんな食べ物です。食べ物から体をつくっていくところです。ということで、私の言いたいのは、低体温とか貧血、学校不適應の何らかの不調を訴える児童生徒は何が要因かということを経験の観点から、教育委員会、保健センターでも十分に検討してほしいというふうなところがあって、今回の質問で、大変こまいのですが、非常に重要な問題だと私は考えております。

そういうところで、生活習慣の中の食と睡眠とを考えると、心の健康は人間形成にとって大事であるということが、管理栄養士も早く回復して、そして町内を回って歩いて、欠乏しているものを、そして大きな事件や事故にならない子供たち、そして長生きできるようなそういう指導、栄養指導をしてもらいたいなというふうに思って、今回の質問になったわけでございます。

最後になります。体づくりや食べることと、一番私の言いたいところは、母親への指導なのです。いつも、ここは私、ぶつかるころなのですが、母親へのやっぱり指導は、家庭教育学級、家庭教育なのです。その家庭教育を十分にとってもらいたいなというところなので、その辺、毎度毎度質問して申しわけないのですけれども、こういう観点から見ることも大事でないかなと思いますので、教育委員会で家庭教育、地域教育、そして社会教育といった大きなところに広げるためには、どのような今後指導をしていってもらえればいいのかというところで、ちょっと見解を伺いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

先日、議員さんも平泉小学校の講演会においでいただいてお話を聞いていただきました。ありがとうございました。

そのこともちょっと頭に置きながらですが、家庭教育というふうなことになりますと、一軒一軒の家庭についてどう教育するかということだろうというふうに思いますが、私は、どうやってお父さんやお母さんたちにわかってもらうか、そのための場づくりをどうするかということだろうと。一軒一軒回って歩いて、あるいは学期末の懇談会あるいは面談で一軒一軒の家庭にお話をするというふうなことも大事だと思いますが、今回のスマホの講演会でもわかるとおり、親子で話を聞くというふうなところで、数えてみましましたら、116人の親が、寺崎さんも含めてでありますけれども、集まっていただきました。大変、今までないくらいの数だったというように。そ

これは、親子で集まって話を聞くと、講演の方が子供相手にしながら実は親も巻き込むという語り口でありまして、大変効果があったのだろうと。そういうような意味で、今回のご質問の生活習慣病についても、食育についても、どうやってああいう場をつくって一緒に考えていただけるかと、そういったところからもう一回スタートしていかなければならないのではないかなと。

例えば、よく親子クッキング教室とか、そんなようなところもやっているところもあるようがありますが、そうやって親子で作りながら実は食の大切さを学ぶとか、そういったことが少しきっかけになって家庭を振り返ってみるといふような場面づくりもあるいはできるのではないかなと。そういうふうなことがなければ、なかなか、例えば、結果をペーパーで出して、虫歯こうですよとか、食生活が乱れていますよというだけの話ではなかなか前へ進まないのではないかなと、そんなふうに思いますので、これからの一つの手だてとしては、そういったような場づくりをどうするかというふうなことから考えていくことも大事なのではないかなと、そんなふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎議員。

11番（寺崎敏子君）

私もそう思います。

私がPTA活動、町長も一緒にやってきた当時のことを振り返りますと、やっぱり親子でのレクリエーションがあったり、親子での活動が結構ありました。保育園のときから小学校、中学校まで、親子レクリエーションとあって、PTAの役員になるとそれをやるのが非常に大変だったのですけれども、でも、そのときに苦勞した分、今、こうなって70になり、子供たちが40になると、ああ、寺崎さんと、遠くからも声をかけてもらえます。

やっぱり、心を育てておくということは、非常に食べること、意欲的に何事もなので、場をつくるというか、少し昔に戻って、今でやれる何かをやっていただければなというふうには、その場をどうぞ検討していただければいいなというふうには思います。

最後になりました。子育てに当たっては、関係機関の連携が本当に必要だと思います。今回、私、この質問をするに当たり、まず保健センターにお邪魔しました。そうしたら、生活習慣病をやっていますから学校ですということで、学校に行ってお邪魔してきました。それから、その中で、離乳食で、保育園に行っている子供はいいけれども、保育園に行っていない子供は、在宅は何人いるのかな、それから母子家庭、父子家庭は何世帯あるのかなというところも含めて調査しましたならば、3つの課を回って歩かなければならなかったというところがございます。

そして、もっとリスクの高いという、先ほどセンター所長が言いましたが、ここにはお医者さんとか心理士とかという専門職が必要となってくるのだと思うのです。そういうためにも、私が何を言いたいかというと、老人の人たちが、今、包括支援センター、高齢者の包括支援センターというのがあるのですが、子育て世代包括支援センターというのもいづれ欲しいのではないかと、まだ国ではそういうことは言っていないんですが、やっている市町村もあるようです。そこまでは私も望みませんが、それに近い、やっぱり子供のことになったら、いつも私が言いますけ

れども、連携をとればいいということではないのですが、やっぱり1つ課をつくって、安全で、安心で健康な子供を育成する、そして、きのうのニュースで見ると、医療費も何か、湿布薬とかちょっとした薬は保険が適用にならなくなるというようなニュースも流れているようです。まだまだ法案は通っていないのでどうかわかりませんが、そういう食を一つするだけで、健康を守り、そして財政も緊迫にならないように、そういうふうなところになって、もう20年先、30年先の計画も含めてそういうことを当町では考えてもらえればいいかなというふうに思っておりますが、最後に町長の見解を伺いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

今の提案については、しかと受けとめたということをまず申し述べさせていただきますが、やはり3カ所歩いたという総称してのお話ですから、保健センターであったり、幼稚園・保育所であったり、小学校であったり、教育委員会であったり、それぞれで情報をやっぱりきちっと持っていないとは思いませんし、また、立場、立場、その部署で全部1カ所でというのは、今、議員おっしゃることは理解できないわけではないのですが、そういったことをまた新たに1カ所でということにしていくのだから、本当に持ち分、持ち分で、特に議員の先ほどの質問の中でもおっしゃっておりますが、やはり連携をいかにとるかということが私は大事なところだというふうに思うのです。それを一本にしたからそれがいいかということは、また今後検討させていただくことになってきますが、やっぱり食生活が変わってきた、そしてもう一つは食の環境も変わってきているわけです。

私たち、まさにPTAをやっていたころ、また、学校時代はキャベツ、白菜、大根、野菜は全部裏の畑で、どこかの畑でみんな取ってきたわけでありまして。それが今、コンビニに行かなくてはならなかったり、スーパーに行かなくてはならなかったのが、家でやっても、若い人たちはそっちから買ってきて家のものは使わなかったりする、そういう現実もあります。それを、やはり食がいかに大事かということをもっと子育て世代も、そして、離乳食も含めてですけども、やっぱり食がいかに大事かということをやったりPTAであり、保護者会であり、そしてそれぞれの現場でもっときちっと、やはり母親の方々、そして、今、実際に離乳食等々、今やっているお母さんたちがそのことをいかに自分の家庭のこととして、自分の子供として、そしてきちっとやっぱり理解するということがまずは大事なことだというふうに思っております。

役場というか保健センターで全部抱えるということよりも、抱えることを抱えても、実際その人たちが理解していないと、私は、根本的なところが違っているのだというふうに思います。そういった意味では、小学校も幼稚園も保育所も、そして中学校もやっぱり食の大事さということ、単なる生きる力のみならず、それが全ての発達段階において、そして成人になっても成人病を呼び起こしたりするまた原因にもなるわけですから、そういった意味では、食の大事さということをもう一度町としてもきちっと洗い出しながら、その体制をつくってまいりたいというふうに思います。その中で、一本化とか、共有するためにはどういうふうに情報共有しながら、それ

をよりよい方向に進める意味ではどの方法がいいかということは、さらに検討させていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

ありがとうございました。

大体、時間にもなってきましたので、私の思うところも、町長も、私も一本化ということ強く言っているが必ず一本化というものではないのですが、町長言うとおりに、それをいろいろと検討して、そして子供たち、ましてや今、いろいろな問題を起こす成人も多いですし、高齢者も多いです。子供ばかりではないわけです。ああいうふうに孤立してしまうと、食べ物がみんなばらばらになって、添加物の多いコンビニ食だったり、ラーメンだったりというだけになっていくので、栄養不足から来るああいう精神疾患のような状況が出てくるということになりますので、そういう意味では、食育の大切さというところを十分にわかっただけならばなというところで、今回、私、この質問をさせてもらいました。今後どうぞよろしくお願いします。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（佐藤孝悟君）

これで寺崎敏子議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時15分

議長（佐藤孝悟君）

再開をいたします。

先ほど、寺崎議員からの一般質問に対し、千葉教育次長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

先ほどの学校での生活習慣病予防検診の答弁について補足をさせていただきます。

小学校4年生で受診した生活習慣病予防検診の結果につきましては、中学校1年生の検診結果表にのってくるということですので、中学校では小4、中1の両方の結果を参考にしながら個別の指導を行っております。また、小4、中1両方で所見がある子供もやはりいらっしゃるということで、2回の検診の結果を活用して指導しているということでもございました。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

それでは、通告3番、千葉勝男議員、登壇質問を願います。

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

通告3番、千葉勝男でございます。

9月会議は決算議会ともいわれており、新年度予算にも関係する会議であります。激動する社会経済情勢を鑑みたとき、果たして行政は何をしていくべきか真剣に議論を深めていく必要があるところであり、そうした観点から、ふるさと平泉の均衡ある発展を願い、町当局の見解をお伺いするものであります。

また、10月から消費税の増税が報じられている昨今、政治不信や政治に対する無関心などが報じられております。こうした社会経済情勢の中で、町政発展と町民福祉の向上に対しどのように取り組まれていくのか、今日的な、あるいは将来に向けての見解を頂戴したいと思います。

まず、そこで第一でございますが、人口減少問題についてであります。

令和元年7月末現在の住民基本台帳人口は7,539人となっており、来年度実施される国勢調査ではさらに推計値を下回る人口減少が見込まれると考えられております。余りにも計画と離れた数字になるものとするが、その点についてどう捉えているのか、また、今後、生産人口はどのように推移をしていると捉えているのかお伺いをします。

次に、日本創生会議において2040年時点の全国市町村別人口の発表があり、その中で、若年女性が減少すると、近い将来消滅する市町村が出てくる可能性を指摘しているところであり、このことをどう捉えておりますか。

次に、就労の場をどう確保しようとしているのか、お考えを頂戴したいと。

次に、移住環境の整備等についての考えをお伺いしたい。

5つ目、最後でございますが、花立住宅跡地の利活用についての考え方を伺いたいと思います。

大きな2つ目でございますが、東稲山麓世界農業遺産登録に係る課題についてであります。

その中の一つでございますが、東稲ゴールドラインの環境問題にどう今後取り組むのかを伺いたいと思います。

2つ目、東稲山麓における農地の荒廃が進む中、登録との因果関係をどのように捉えているかお伺いをしたい。

3つ目、後継者が全くいない農家が、東部土地改良区から決済金を払ってでも脱退をしたい農家があります。現況は既に原野化となり、借り手もない。行政として、その支援というか、県に対して、脱退できるような農家の仲裁に努めていただきたいということでもあります。

大きな3つ目でございます。災害に対する防災対策について。

大平堤から茶畑堤大堤に至る、通称大平堰と言っておりましたが、かん排が通水したこと等に伴って荒廃をして、堰の形はありますが、水の流れる現状にはない。同時に、この堰に付随しておりますところの治山ダム等の管理不良が相まって、その下方に位置する民家等にあふれる水が床下を流れるなど危険な状況であるというふうに向っているところでもあります。そういう対策をどのようにしていくべきなのか、お伺いしたいと思います。

4つ目、国道4号沿いに位置する土取場についてであります。

令和3年にスマートインターチェンジが開通となることから、あの土取場の跡地は本町にとって非常に利活用の幅が広い土地であろうと思うことから、その活用方法をどのように考えているのかお伺いをする次第であります。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

千葉勝男議員からのご質問にお答えをいたします。

はじめに、人口減少問題についてのご質問の（1）になります。

国勢調査人口と総合計画推進人口との差に開きがあるがどう捉えているのか、また、今後生産人口はどのように推移すると捉えているか伺う、のご質問にお答えをいたします。

新平泉町総合計画における人口推計においては、コーホート変化率法により人口推計を行っております。これは、過去における実績人口の動勢からの変化率を求め、それに基づき将来人口を推計するものであります。特殊な人口変動がなく、比較的近い将来を推計する方法でしたが、転出入による社会増減要因が含まれていないため、実際の値と推計値に開きがあったものと考えられます。

平成28年に策定した平泉町人口ビジョンでは、出生、死亡による自然増減と転出入による社会増減の2つの変動要因を用いるコーホート要因法により将来人口の推計を行いました。平成27年では7,824人、令和2年では7,319人となっております。また、今後の生産人口の推移につきましては、国勢調査人口で平成22年が4,814人、平成27年が4,222人で、592人の減少となっております。令和2年で3,783人と推計しており、出生数の減少と人口流出に伴い、生産人口の減少は続いていくものと懸念しております。

次に、2040年時点の全国市町村別人口の発表があり、その中で、若年女性が減少すると、近い将来消滅する市町村が出てくる可能性を指摘している、このことをどう捉えているか伺う、のご質問にお答えをいたします。

2040年の当町の人口推計値は5,333人で、若年女性が50%以上減少するとされております。人口減少は確実に進行しており、将来推計値よりも減少幅が大きく、深刻な問題と捉えております。若年層の減少に歯どめをかけるために、雇用の場の確保や子育て支援の充実を図り、また、高齢者が健康で社会活動を営める環境づくりに努め、世代を交えて協力し合う持続可能なまちづくりに取り組んでまいります。

次に、就労の場をどう確保しようとしているかを伺う、のご質問にお答えをいたします。

就労の場の確保には、企業誘致が最も有効であると考えております。現在、高田前工業団地の南側地区の造成事業が動き出しておりますが、ここにつきましても、立地企業がほぼ決まりつつあるという状況であります。年明けにはご報告ができるように、鋭意交渉を進めているところであります。その上でですが、南側地区に企業立地が決定しますと、工業団地にあきがなくなるわ

けですが、次の新たなる工業団地につきましては、最後のご質問にお答えをさせていただきます。工業団地とは別に、スマートインターチェンジ周辺地区の協議が進展することで、ここにも一定数の雇用の創出が見込まれますので、努力して推進してまいります。

次に、居住環境の整備等についての考えを伺う、のご質問にお答えをいたします。

平成の前期まで、当町としては町営住宅の整備を行ってまいりましたが、地域住民からの意見等により、上野台住宅の4号棟は建設しないことといたしております。これは、携帯電話やパソコンの普及により、団体よりも個人的なものを優先するという社会的な風潮によって、ごみ出し等において地元住民と入居者との間で考え方の違いが生まれたためでもあります。当町として判断したものであります。

今後につきましては、遊休町有地の子育て世代への宅地分譲、また、民間の宅地開発や集合住宅の建設を促し、居住環境の整備を推進してまいります。

次に、花立住宅跡地の利活用について考えを伺う、のご質問にお答えをいたします。

花立住宅跡地の利活用につきましては、ここ数年、庁舎内において協議してまいりました。その中では、宅地分譲化についても検討いたしましたが、新社会教育施設建設後の旧公民館の利活用、世界遺産金鶏山との関係、上空を通る鉄塔などについて勘察した結果、現在、住宅に住んでいる方がいらっしゃることもあり、今のところは、市街地周辺にこれだけのまとまった面積の町有地がないことから、将来においてのさまざまな事業について利用できるよう、用地として確保していくという方向で考えております。

次に、2番の束稲山麓世界農業遺産登録に係る課題についてのご質問の束稲ゴールドラインの環境問題について伺う、のご質問にお答えをいたします。

束稲ゴールドラインは、束稲産業開発道路として開通してから半世紀が経過しております。この間、道路両側の樹木は大きく成長し、一部見通しの悪いところもありますが、車両通行に支障が出ることはないよう維持管理を努めております。農業遺産の認定に当たっては、複合的な基準によって当地域の農業システムの特徴を説明する必要があり、昨年的一次審査不通過を受け、現在、基準に沿った内容の再検討を行っています。

なお、西行桜の森に通じる束稲パイロット道路については、眺望確保という観点から計画的に伐採を行っているところであります。

次に、束稲山麓における農地の荒廃が進む中、登録との因果関係をどのように捉えているか伺う、のご質問にお答えをいたします。

近年、農業者の高齢化や担い手不足による耕作放棄地の増加等により農地の荒廃が進む状況ではありますが、国の制度である中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を活用しながら、農地の維持管理に努めてまいりました。さきに述べたように、農業遺産の認定に当たっては認定基準があり、その基準に沿って束稲山麓地域の農業システムの特徴を説明する必要があります。この中で、農地の荒廃について特に記述する項目はありませんが、農業景観という点からは、束稲山麓において荒廃農地が増えることは好ましいことではないと認識いたしております。

次に、後継者が全くいないことから北上川東部土地改良区を脱退したい意向の農家があるが、

行政として支援を検討できないか伺う、のご質問にお答えをいたします。

北上川東部土地改良区の事業については、必要に応じて町として支援を行ってまいりましたが、土地改良区の運営については、改良区総代会あるいは理事会の決定に基づき、改良区と農家と行われることとあります。したがって、町が農家個々に対応して、個別に支援することは難しいと考えております。

なお、北上川東部土地改良区が抱える課題に対しましては、県、奥州市、平泉町、改良区とで昨年度土地改良区運営改善支援チームを設置し、運営改善に向けた協議をしたところであり、今年度は、従来からある東稲地区事業推進対策会議の中で、運営改善に向けた検討を継続することとしております。

次に、3番の災害に対する防災対策についてのご質問の、大平堤から茶畑堤大堤に係る大平堰は荒廃した、それと茶畑堤近くにある砂防ダム等の管理不良が相まって、その下方に位置する民家等にあふれる水が床下を流れる等危険である、その対策を早急に行うべきと思うがいかがか、のご質問にお答えをいたします。

治山ダムについては、昭和50年度に岩手県が治山復旧事業により設置されたものです。大平堰にあるこのダムは、土砂を堆積させることにより水路勾配を緩和させ流速を抑えることにより、土水路の洗掘等を防ぐ目的がありますので、現在は、土砂の堆積により機能が十分に発揮されている状況にあります。

下方に位置する民家等へのあふれ水については、現地を確認させていただきましたが、治山ダムの土砂堆積が原因ではなく、大平堤の狭窄箇所からの越水が原因であると思われる状況でしたので、改善対策について検討してまいります。

次に、国道4号沿いに位置する土取場についてのご質問の、令和3年にスマートインターチェンジが開通することから、土取場跡地の利活用をどのように考えているか、とのご質問にお答えをいたします。

4号沿いの土取場につきましては、かつて工業団地化につきまして、高田前工業団地南側地区とともに詳細な検討をしましたが、坂道である4号線への出入り口の設置、ほかにもう一カ所の新たな出入り口の設置という問題もさることながら、造成費が高額になることから断念をした経緯があります。しかしながら、現在、平泉町の工業団地は、おかげさまをもちましてあきがない状態となってきております。そのため、高田前工業団地の南側部分を新たに造成すべく事業を展開しているところでありますが、ここにつきましても、立地企業がほぼ決まりつつあるという状況であります。

年明けにはご報告できるように鋭意交渉を進めているところでありますが、このような状況の中、岩手県ものづくり自動車産業振興室から、4号線沿いの県南地区にはまとまった面積の工業団地がなく、平泉町としてどのように考えているのかというお話をいただいたところでもあります。当町といたしましては、高田前工業団地南側地区の造成事業がスタートし、それとともに、土取場への新たな出入り口である町道宿1号線も動き始めたことなどもあり、地権者の皆様と意思疎通を図りながら、工業団地化へ向けて検討を開始したいと考えております。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

それでは、順を追って議論をしてみたいと思います。

人口減少問題にあっては、私の質問の中で5つほど項目を挙げておりましたが、これは、このような状況の中にあって、人口減少をどのように考えているかというのが大きなテーマであります。いずれにしろ、竹を割ったようなスパッとした答えは出ないものの、やっぱり人口を減らすということよりは何とかこのまま推移をしたいと、私はそのように思います。それに手をつけるということになると、やっぱり雇用の場だったり、あるいは住居の問題だったり、いろんなことが想像されます。そういう中であって、なかなかこれはずっと、私も前からこの話はしていますが、全く進んでいないと。

工業団地はうまりました。しかし、大きな雇用をするような業者ではない、残念ながら。工業団地は完売をするということはそのとおりですが、次の対策として、やっぱり、今だからこそ手をつけなければならないのではないかということ、青木町長ならできるとはねえかと、私はそのように思います。不可能を可能にすると、これを青木町長に町民は期待をしておりますから、お聞きをしたい。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

先ほど答弁でも申し上げましたが、恐らく議員がおっしゃっているのは、現在造成されている部分に入られる平安輸送さんのところだというふうに思いますが、議会にも議決をいただきましたが、その隣、今、新たに造成を手がけようとしている場所に新たに企業が誘致になります。先ほど、答弁でも申し述べさせていただきましたけれども、企業さんの要望もありまして、まだ正式にお話しできる状況にはありませんが、いずれ、答弁のとおり、年明け早々には皆さんに御提示をできる、そういう状況にあると思っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

このところはなかなか難しいだろうと思いますから、少し次に進みますが、いずれ、この、先ほど申し上げたように、問題は、子供を産む中心的女性人口をいかにこの地域にとどめ、そしていかにして大都会への流出を防ぐのかという、そのことも含めて、どのようにすればこの人口の流出が防げるのかという、極端な言い方をすれば、町長どうなのやというように思いますが、この点についてはいかがでしょう。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

先ほど申し上げましたが、今、造成中の場所については、特に若い世代を雇用する、まさに子育て世代も雇用できる、する、そういう会社の誘致を考えているところでもあります。

議長（佐藤孝悟君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

いずれ、4つ目の多分お答えの中だったと思いますが、遊休町有地の子育て世代への宅地分譲だったり、また、民間の宅地開発や集合住宅の建設など移住環境の整備を推進してまいりたいというお答えがありました。これは、民間の宅地開発あるいは集合住宅の建設は、民間が手を挙げたときにやっていただきたいということですか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

民間の方々が集合住宅をつくっていただくということというよりも、町のほうでは、先ほど町長も申し上げたとおり、町営住宅のような集合住宅を今後ちょっとつくっていくという計画は今のところはございません。

ただ、例えばですが、先ほど町長が申し上げたとおりでございますが、今後、企業誘致によっては、今現在は製造業の企業誘致を考えております。これによっては、雇用も大きく見込まれる可能性もございます。今現在、北上などの人口の動きを見ますと、北上は、4月以降になってから、ずっとそこまで減少だったものがプラスに転じている。これだけ大きな企業だということもありますが、この段階では、北上でも集合住宅は、公営のものはつくる予定はないようですが、今後は民間のほうにも補助も考えていきたいというような形で、社会動勢とともに考えておるといふところのようです。

当町といたしましても、できるだけそのような状況をつくりたいとは思いますが、そのような状況を見ながら、その施策についても考えてまいりたいというふうに思っております。

いずれ、議員がおっしゃるとおり、人口減少の大きな問題は、流出というものが非常に大きいのです。ですので、これは雇用の場だけではなく、住環境全てを整えなければいけないだろうと思っております。ですので、きょう、皆様からもさまざまなご意見をいただいておりますが、そういうものをトータル的に進めていくような方向性というものを今後考えていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

人口減少問題にあっては、いずれ5つほどに分けて質問しているわけでございますが、今おっしゃったように、非常に、考え方としてはそのとおりなのですが、余りにものんびり考えている

のではないかとこのように私、思うのですよ。このお話はずっとずっと、私は何回もしてきていますから、やっぱり今、尻に火がついているのですよ。それをじっくりと腰を据えて考えられているようですが、そうではなくて、もう少しやっぱり活発な行動なりをしていただいて、ぜひ、平泉の人口をこれ以上減らさない、横ばいで抑えたいという気持ちがあるのでしょうかね。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

横ばいよりも、増加させたいという気持ちでは十分やらせていただいております。そして、のんびり構えているという今、ご発言がありました、やはり、単純に企業をただ誘致すればいいというだけではなく、今、課長の答弁にもありましたが、そういった中には、例えば、企業を誘致するには工業団地の、従来、一般的に減免措置等々をやったり、そして、企業が入りやすい状況をつくることに、従来は近隣でもそうやっていたというふうに思っております。しかし、平泉では、今、新たな戦略を持とうということで始めているのが、やはり子育て環境を整備していく。つまり、そこで働く、そこに来て働いていただける若い世代が安心して子育てをできる、そういう環境も整備しながら同時進行でやっていかななくては、それは現実の問題としてなかなか進まないのだろうと。そういった意味では、18歳の、例えば高校生までの医療を早くそれを手掛けて始めたのは、やはり一気にというよりも、そういった状況を周りに周知しながら、それを加速度的に進めるには、そういったいろんな整備をしながら、整理をしながら進めていくという意味では、私は、その方向性としては全く間違っていないというふうに思っております。

そういう中では、議員の方々から見ればのんびり構えているように見えることには大変申しわけないのですが、いずれ、皆さんの目から見ても加速度的に動いているというように見えるように努力してまいりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

ただいまは、町長の力強い取り組みの心構えをいただきました。ぜひ、そうなるように期待をしておりますから。

次に、2番の束稲山麓の世界農業遺産登録に係る課題についてでございますが、これは、ご案内のように50年も経過をしたという道路でございますが、それ以降、周りの木がどんどん伸びております。そして、道路がトンネルのような形になって、夏の暑いときには、そこに車で行くと非常に涼しくて涼みやすいと、そういうような現状であります。いずれ、この非常に環境が悪い。それは、どこから比較して環境が悪いかというと、奥州でも、それから一関市でも上の県道の部分もきちっとやっておられますが、一番面積のある平泉町側のゴールドラインが非常に荒廃しているというのが現状でありますから、この関係については、冬はもちろん小倉の少し上まで除雪していますが、それ以降はやっていないと。ここにあるように、通れる、支障のないようにやっているということのようですが、これは、雪によって倒れた木を切ってよけてもらってはい

ますが、そういうことではなくて、もう少しきちっとした手入れをしていただきたいものというように思っているところであります。そのお答えをお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

道路周辺の立ち木ということでございますけれども、その管理ということでございますけれども、道路維持の観点から言いますと、まず、道路敷から伸びている立ち木につきましては、支障となるものがあれば町のほうで対応していきたいと思っておりますけれども、どうしても、私有地のほうから張り出した樹木につきましては、所有権が土地所有者といたしますか樹木所有者にありますので、支障になるところは町のほうでお話をして伐採していただくというような対応はとらせていただいております。

あとは、災害等、大雨、風とか積雪による倒木、もしくは、枝が折れたりした場合は、緊急的に町のほうで処理してきているという状況にあります。なので、いずれ所有地が町道敷でない部分の樹木に関しては、ちょっと相手があることなので、お話をしながら進めていく必要があると考えているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

所有者があるのは、それはそのとおりです。しかし、一番ひどいのは、小倉さ行く途中の堀越のあたりから上、これは、これから雪降っとしおれて、車の屋根がぶつかります。私有地だからどうだこうだ言っている場合ではないですよ。ね。きちっとやってください。

それから、次に、東稲山麓における農地の荒廃が進む中、登録との因果関係をどのように捉えているかということの質問をしました。

これは、お答えの中では、登録と荒廃は余り関係ねえのだというようにお答えをいただきました。そうしたら、いろいろこれからも出てくるはずですが、荒廃する農地がどんどん出てきております。そのことは、荒廃してもいいのだよということの解釈もできますよ。そうすると、農業委員会で現地調査なりいろんなことをやっていますが、そんなことする必要はないと。自然に返すという解釈をしますよ、そうしたら。荒廃ではなくて。もともとは山だったのだから。それは、自然に返して結構だという考え方ではないと思うけれども、これは、正直なところ、何ぼ農業委員会が行っても、農林課で何ぼ頑張ってもできないものはできないということです。

そういう中であって、やはり草刈ってください、なにしてくださいというそのことはわかりませんが、現実問題としてこれは可能ではない。不可能です。そこをどう考えますか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長兼農業委員会事務局長（菅原幹成君）

世界農業遺産の認定に今、取り組んでいるわけですが、この荒廃の農地というのは、確

かに議員おっしゃるとおり、農業者の高齢化でありますとか担い手不足ということで、これは、平泉町に限ったことではないわけですが、世界農業遺産の認定基準の中には当然いろんな基準があるわけですが、その中では農村景観という部分もあります。ただ、荒廃農地というふうな、特にこだわったところがないという意味でこういった表現をしたわけですが。回答、答弁をしたわけですが、いずれ、荒廃農地が進むというのは好ましいことではないということで、農業委員会はもちろんですけれども、農林振興課のほうでも毎年度農地パトロールを一緒にやりながら、特にも、今年度はマスタープランの実質化というふうなことが新たに出てきておりまして、今、集落ごとに、今、平泉、4つあるマスタープランについて集落ごとに集積率を計算しまして、50%を割っているところについては新たな計画を立てるとということで、今後、アンケート調査をしながら、冬場にかけては地域懇談会をしながら、地域の農業をどのようにしていくかというふうなことを話し合おうとしております。

したがいまして、耕作放棄といいますか、荒廃農地をそのままにしておくのではなくて、いかにして有効活用しながら農業振興に結びつけていくかというふうなことが重要になってきておりまして、この世界農業遺産認定に向けて今取り組んでいるのが、まさに地域にこういった取り組みを通じて活性化をしていこうというふうなことで取り組んでおりまして、14区のほうでは、企業連携ということで、昨年から協定を結んで、企業から資金をいただいて、それに若干の返礼品、米等を贈るというふうな取り組みをなされております。今年度も継続して行われることになっておりますけれども、そういった取り組みを通じながら世界遺産登録の認定に向け、そして、少しでも荒廃農地を少なくしていこうというふうなことで取り組んでいるところであります。

なお、日本でも11カ所ほど既に認定になっておりますけれども、やはりそうした課題はどこの地域でもあると、そういった中でどうしたらいいのかというふうな取り組みを進めているところでもありますので、当町においても、奥州市、一関市、あるいは県南局と協力しながらこういった取り組みを進めているというところでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

今、お答えをいただきました。いずれにしても、机上で考えるのと現状は違うということです。いかにしたならば、こういう荒廃されようとしている土地、あるいは荒廃している土地を利活用できるかというのは非常に難しい問題だろうというように思っていますから、いずれそういういいアイデアがあれば、そのように進めてほしいというように思います。

それから、次に東部土地改良区の関係ですが、これは非常に困っていました。これは、直接町にどうこうというものではないと言うかもしれませんが、これは、かつてはパイロット事業が始まったときには、役場でもこれは企画として大きな力になってこの事業が完成をしたのですよ。今になって、これは改良区の関係だとかさ、そういうものではないのだよ、これは。

なぜこんなことを言っているかという、さっきも話しておりますが、いずれ後継者がいない、その人は子供もいない、そういう環境の人がいるのですよ。それでも、もう既に田をつくらなく

なってから3年も5年もたっていました。しかしながら、水利費を払わなければいけねえと。その人が払えないという、例えばいどこだったりはどこだったり、ぎりぎり納付書を持っていくと。そんな環境でいいのですか、これは。もう少しそこらあたりを県なり、改良法というのが多分あると思いますが、そういうものもしっかり真剣になって詰めて、脱退したい人は、これは仕方ないのですから、脱退をさせると、脱退してもらおうと。脱退させるのを手助けするというそういう考えではなくて、町民を助けるのだと、そういう思いでぜひ取り組んでほしいと思いますが、いかがですか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長兼農業委員会事務局長（菅原幹成君）

北上川東部土地改良区の賦課金の問題といたしますか、これまでの経営の状況については過去にも一般質問等がありましたけれども、この県営かんがい排水事業については昭和50年に始まっておりますけれども、ちょうど減反政策が昭和45年から始まっていますが、そういったところの、まだ米の価格が高いときでして、今の状況が違ってきていまして、これまでの経過の中で厳しい経営状況が続いているというのはそのとおりでございます。

この土地改良区事業につきましては、町長答弁したとおり、土地改良法に基づいて町も事業については支援しているということですが、運営については、昨年県も中に入りまして、奥州市と平泉町、それから土地改良区と何度か話し合いをしております。この中で、やはり自分たちでどうにかしてやらなきゃいけないというふうなところで、財政計画等も立てながら、今後10年間の見通し、電気料金がかかなり上がっているということで、維持管理費等の問題もありますけれども、そうした中でどこまで圧縮できるかというふうなところを詰めながら今に至っております。

具体的に、個々人の決済金の取り扱いについては、やはりどうしても改良区の総会、そして理事会を経て決めるということで、個人個人の経営状況については詳しくは存じ上げておりませんが、やはり組合員全体の同意というふうなものが必要になってくるというふうなことです。個々に非常に大変な状況だというのは、今、一般質問いただいてわかってきておりますけれども、今後については、今、土地改良区が中心になって会議を開くことにしておりますので、そうした中で、個々の方々の状況、特にも今どういう状況なのか、全体的な数字でしか議論していませんので、個々の状況について、今後少し議題にしながら、どのような方法ができるのかというあたりを少し検討したいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

いずれ、そういう現状にあるものですから、さっきも言ったように、机上だけではなくて、一関も奥州も平泉も、そういう環境にある方が多分いるだろうというように思いますから、改良区の運営等々は、それはないわけではないでしょう。しかしながら、町民だったり市民だったり非常に悩んでいる方がいる中で、改良区よりもやっぱり私は、そういう困っている人を救うという

か、そういうほうが大事であろうというように思っていますから、ぜひ、その辺については今後の検討課題としていただきたいというように思います。

町長、一言いかがですか。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

この東部改良区の今の現状については、議員おっしゃるとおり、私自身も認識しているところであります。今までの経過の中でも、照井土地改良区と東稲土地改良区が昨年、一昨年でしたか、合併されました。そのときも、まさにこちらから提案をさせていただいた経過があります。

というのは、照井と東稲だけではなく、東稲土地改良区のおおむね7割ぐらいが東部土地改良区の組合員でもありました。それをセットに、今、この時期だからこそ考える一つの手段として、同じテーブルに乗って、それに行政も入ってやる、そういうタイミングではないかということも、実は当町から提案もさせていただいたことは事実であります。結果として、照井土地改良区と東稲土地改良区は合併いたしました。今後、東部土地改良区のことについても、今回、答弁でも申し上げましたけれども、東稲地区事業推進対策会議を通じてという答弁をさせていただきましたが、その中でも、今後の方向については十分、まさに県、そして行政、そして土地改良区、土地連も入って、国も入ってやらないと、そう単純にどこで幾ら出してくださいということだけにはならないのだろうというふうに思いますし、もう一つは、やっぱり改良区には改良法もありますし、そういったことも広範にわたってクリアしながら、そして土地連は土地連としての考えもお持ちのようでありまして、そういった意味では、今後もそういったこともきちんと整理しながら対応してまいりたいというふうに思っております。

少なくとも、今の現状がこれで仕方ないのだというような思いでいることではないということだけは、しかとお話ししておきたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

次に、災害に対する防災対策についてでございますが、いずれ、先ほどの答弁をいただいた中であっては、これは治山ダムのお話もしました。ダムの関係にあっては、今現在は機能が十分に発揮されているというお答えをいただきました。

まず、そこでお伺いしたいのは、つくったのは、いずれ、県でつくりました。これを維持管理しているのはどこですか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

ダム本体につきましては、設置者である岩手県のほうが管理しているということでございます。

そこに生えてきている、山に戻るわけですけれども、適度な繁茂であれば、機能的に水が流れて機能を発揮するのですけれども、余りにも茂ったような場合には、土地の所有者のほうで管理をお願いしたいと県のほうから回答を得ております。

あそこは、たしか水路敷地でございましたので、そうなれば、あとは、そういう繁茂した場合の対処はいずれ町でやるということになると思われまます。

議長（佐藤孝悟君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

そうすると、建設は県で行ったと。管理は平泉町で管理をするということですか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

ダム本体は、県のほうで管理するということです。

（「ダム本体は県で」の声あり）

建設水道課長（菅原英明君）

ええ、県が管理していくということです。

ダムの上流に堆積したところに水路というか、水が流れる部分に例えば木が生えてくるというようなことがあって、流れを妨げるぐらいのいろんな草木が生えた場合には土地の所有者が管理していただきたいということでしたので、それは町、水路敷でしたので、この場所は町が管理するということです。木を切ったりとかということです。

議長（佐藤孝悟君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

ちょっとすみ分けがなかなか理解できませんが、どういうことなのですか。町だったり、県だったりというお話になると、どこかわかりません。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

ダムのコンクリートで打っている本体です。その本体部分は県のほうで管理するということです。上流の土の部分に生えてきている分の木とか草木、それがもし、流れを妨げるぐらい繁茂したのであれば、それを伐採したりなんかするのは町のほうで行ってございます。この場所は。

原則は、土地の所有者ということになります。この場所は、石合のこの場所は水路敷でしたので、水路敷の管理は町が行って行っていたので、町でやるということです。そこの部分の。

議長（佐藤孝悟君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

わかりました。その部分はわかりました。

そこで、今現在、ちょうど砂防ダムがこうなって、この部分、ちょっと盛り上がったぐらいで、その内側は土砂だったり滝だったり埋まっています。あと、竹ですから、どんどん毎年のように生えて、恐らく来年あたりは竹がいっぱいになって、ごみが詰まってダムがあふれるだろうと。来年あたりですよ、そうなったときに、あふれて災害が発生したとかという話になったらどうするのですか。今、竹が十分に生えていますから。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

この間見た感じでは、ことしは大丈夫だというような感じではありました。

あとは、定期的な点検によって、その状況を見て、そこに何か物がひっかかったりとか、流量を塞ぐような状況になった場合には対応していきたいというように思っております。

議長（佐藤孝悟君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

そうすると、災害が発生するまでかまわないで置くということですね。だから、それを、いずれにしてもそろそろ手をつける時期が来ているのではないかということと、それから、ダムの下側が非常に掘れていました。それらについては、やっぱり町で管理をするのですか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

ダム下流のほうにつきましては、細部調査をしたわけではございませんので、また現場を確認させていただいて、その対応策について検討させていただきたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

いずれ、災害はいつやってくるかわからないということがあるように、最近の日本は、南から北まで物すごい大雨が降るといわれているようにいわれております。ただ、恵まれているということはいかがわかりませんが、いずれ、ここはまだそういう大きな災害には遭っていないと、でも、いつ来るかわからないというのが現状です。ぜひ、そうならないように管理のほうをお願いしたい。

次に、最後の4号線沿いの土取場跡地の関係でございしますが、岩手県ものづくり自動車産業振興室から、4号線沿いの県南地区にはまとまった面積の工業団地がなく、平泉町としてどのように考えていくのかというお話をいただいたと言っておられました。私も、平泉町は土地の伸びしろがない。あそこは、非常に私から見ても、勾配途中の入り口にはなっていますが、将来的には本町の大きな利活用ができる場所だと認識をしております。それをもっともっと前向きに考えてほしいなと思いますが、いかがでしょう。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

議員がおっしゃるとおりで、あそこの地区は地域懇談会でも出ておりましたが、やっぱり平泉ではもう一番の大きな土地でございますし、地盤も非常に優良です。

それで、先ほど町長のほうからも答弁したとおり、出入り口を4号線以外にもう一カ所設けなければいけません、このたび高田前工業団地の南側部分に宿1号線というものを途中までもう配置しますので、非常につくりやすくなっております。当課としては、高田前工業団地の南側が恐らく年明け早々にはある程度見えてくるだろうと思っておりますので、その後には積極的にここの工業団地化に関しては検討してまいりたいというふうに思っておりますので、全く後ろ向きではないということを申し上げたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

いずれ、今の件は、何回も申しますが、いずれ非常に大事な土地であろうと思うことから、平泉町のまちづくりのために必要不可欠な場所であろうというように思っていますから、ぜひそのような考えで建設的に進めてほしいなと願ってやまないところであります。

非常に、私も久々に質問に立ちましたが、震えています。大変ありがとうございます。

終わります。

議長（佐藤孝悟君）

これで千葉勝男議員の質問を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

これで本日の日程は全て終了しました。

なお、次の本会議は明日5日、午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時15分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐藤 孝 悟

署名議員 佐々木 一 治

同 佐々木 雄 一